

9月15日（金）



# 令和 5 年 9 月 15 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	( 同 )
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	( 同 )
9 番	福 田 新 一	( 同 )
10 番	本 田 利 弘	( 同 )
11 番	山 内 い っ と く	( 同 )
12 番	山 口 俊 樹	( 同 )
13 番	濱 砂 守	( 同 )
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	( 同 )
21 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22 番	山 下 寿	( 同 )
23 番	野 崎 幸 士	( 同 )
24 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25 番	安 田 厚 生	( 同 )
26 番	日 高 利 夫	( 同 )
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	( 同 )
34 番	山 下 博 三	( 同 )
35 番	日 高 陽 一	( 同 )
36 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
38 番	外 山 衛	( 同 )
39 番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也 夫
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一 子
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。延岡市選挙区の後藤哲朗でございます。

前回の選挙後、思わぬ病気にかかりまして、厳しい闘病生活をする事となり、自分自身と向き合う機会を十分に得ることができました。

さて、4年ぶりの質問ということもあり、感慨深いものがございます。この間、少子高齢化や人口減少によるマーケットの縮小、労働力の不足といった構造的な問題の顕在化、デジタル化、脱炭素化、自治体間の競争の激化などの潮流の大きな時代の転換期に、議員として、県民の皆様への地域経済・福祉向上等にいかにお役にたてるのか、責任をひしひしと感じております。

それでは、どうかよろしくご質問申し上げます。一般質問に入ります。

まず初めに、知事にお尋ねいたします。

先月の7日、河野知事と熊本・大分県知事は、国土交通省や財務省、自民党本部に、九州の東西軸となる九州中央自動車道と、中九州横断道路の早期全線開通を求める要望書を提出されました。

関係する3県が一体となって、東西軸の重要性を防災、経済の観点からアピールしていただき、その道路の必要性がより深く国にも伝わっ

ているのではないかと思います。

また、九州・山口で大規模災害があった場合に、被災県を支援するための備えとして、「九州・山口9県災害時応援協定」が結ばれております。九州ブロックで支援が行き届かない場合は、全国知事会による全都道府県で支援する協定が結ばれており、広域で支援が行われる体制が構築されております。

これらは国への要望や災害時の広域的な取組の例ですが、宮崎県単独で取り組むよりも効果的なものについては、隣県同士や九州が一体となって取り組む広域連携の取組が重要だと思っております。私の過去の質問でも、主に観光関係の取組について何度かお伺いしております。

不在の4年の間に、総合政策部に広域連携推進室という組織もできておりました。

知事も4期目となり、九州地方知事会の中では、熊本県の蒲島知事に次ぐ在任期間と聞いております。これからは、知事会の取組をリードする立場であってほしいと思っております。

そこで知事に、九州が一体となった広域連携に今後どのように取り組んでいかれるお考えなのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたしまして、後は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

九州を取り巻く状況を見ますと、インバウンドが回復基調にあり、半導体工場が相次いで進出する一方で、豪雨災害の激甚化・頻発化といった課題もあります。

このように社会経済が大きく変動している中においては、議員御指摘のように、1つの県だけでなく、九州各県が強みや特性を生かして連携し、広域的に取り組むことで、より大きな効

果が期待できるものがあると考えております。

九州各県の連携を考えますと、全国他のブロックよりは、より密な連携が図られていると考えており、九州地方知事会、さらには経済界と連携した九州地域戦略会議におきましては、従来から、観光地九州のブランド力の向上、災害応援などに取り組んできているところであります。これらに、さらにデジタルの取組に一層力を入れることで、その効果をさらに高めていくこととしております。

また、スポーツ面の取組では、九州全体にサイクリングのコースを設定しようということ、また来月には、初めて「ツール・ド・九州」というサイクリングの大会も開催することとしております。

議員に御指摘いただきましたように、私も期数を重ねることによって、九州・沖縄各県の中では2番目に長い期数の知事となりました。九州知事会を、その議論を引っ張っていく責任も感じているところでございます。

各県知事や経済界とも緊密に連携しながら、九州が一つとなった取組が円滑に進むよう、力を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。「デジタルの力を加えることで広域連携の効果をさらに高める」というお言葉もありましたが、次の質問は、交通体系等で九州が一つとなった取組についてです。

それでは、総合政策部長にお尋ねいたします。

九州地方知事会と経済界で構成されます九州地域戦略会議は、来年の夏までに次世代移動サービス「九州M a a S」の事業を始めることを決められました。

費用の分担方法などの議論はこれからで、事

業化に向けての課題は多いと思われませんが、今後、参加事業者を募り、国内最大の広域サービスを目指す方針であります。

M a a Sは、一つのサービスとしての移動を意味します。そこで、この九州M a a Sの概要と期待される効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** M a a Sにつきましては、専用のアプリを用いて、複数の交通機関等の検索・予約・決済を一括で行うサービスであります。九州M a a Sは、このようなサービスを九州全域において提供するものでございます。

具体的には、これまでの地域内における鉄道や路線バスに加えまして、新幹線や高速バスなど、県をまたぐ広域的な交通機関も含めたデジタルチケットの造成・販売等が可能となり、公共交通の利用者や周遊型の観光客の増加など、九州全体の経済活性化が期待されるところであります。

現在、九州各県や交通事業者等から成る準備会におきまして、アプリの選定作業などを行っており、来年夏頃から段階的にサービスが開始される予定であります。本県にとりましても、他県からのインバウンドの取り込みなど、メリットのある取組でございますので、引き続き関係機関と連携して準備を進めてまいります。

**○後藤哲朗議員** 他県からのインバウンドの取り込みということで、本県にとってもメリットがあるようですので、しっかりと準備をしていただきたいと思います。

次に、海上防災体制の整備についてお尋ねいたします。

本県は、海岸線の長さ約400キロメートル、海

域の面積は約2万平方キロメートルに及ぶ広大な海域を抱えており、宮崎海上保安部及び日向海上保安署により、この宮崎の海の安全・安心を守っていただいているところであります。

そのような中、昨年12月、高い機動力や最新設備を兼ね備えた新型巡視船「きりしま」が、宮崎海上保安部に就役し、これからの活躍が期待されるところであります。

しかしながら、この「きりしま」は、総トン数が約200トンで、保安庁の巡視船としては小型の部類に入り、ヘリコプターも着船できないことから、海がしけた際や、長期間に及ぶ海上での活動のほか、ヘリコプターと連携した海難救助などにおいて課題があります。

そこで、日本各地で発生する海難事故や激甚化する自然災害など、近年、日本周辺海域を取り巻く環境は厳しさを増しており、特に本県では、南海トラフ大地震による地震や津波の発生により、大きな被害が想定されていることから、海上防災体制の整備は喫緊の課題だと考えます。

そこで、海上保安庁の巡視船が防災対応で果たす役割について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 海上保安庁の巡視船が防災対応で果たす役割については、地震や津波、風水害など、様々な災害に備え、県が策定しております宮崎県地域防災計画の中で定められております。

具体的には、津波警報等が発表された場合の船舶等への周知や、遭難者の救助・搬送、行方不明者の捜索のほか、救助物資の緊急海上輸送、排出された油の拡散防止などです。

また、ミサイルなどの武力攻撃が見込まれる場合は、沿岸市町や船舶等への情報伝達なども

行うこととされております。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、海上防災体制の整備についてお尋ねいたします。

海上保安庁では、昨年10月に策定された新たな国家安全保障戦略において、「海上保安能力を大幅に強化し、体制を拡充する」という大きな政府方針が示され、今後、海上保安庁の大型巡視船の整備が進むことから、これら大型巡視船の主な活動海域となる、南西方面における基地岸壁の確保も喫緊の課題です。

そのような中、鹿児島県では今年度、6,000トンクラス2隻に、3,500トンクラス1隻の大型巡視船が新たに就役し、鹿児島海上保安部のみで大型巡視船が10隻体制となるそうです。

本県に海上保安庁の大型巡視船を配備してもらうためには、安定的な基地運用のために使用する岸壁の確保に加え、燃料の供給問題など課題はありますが、南海トラフ大地震等に備えるためにも、大型巡視船の配備は必要と考えます。

そこで、大規模災害時の海上防災能力を強化するため、大型巡視船を宮崎に配備するように要望していくべきだと考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 我が国は四方を海に囲まれておるわけでありまして、海上保安庁は、海上の安全や治安の確保を図るとともに、大規模災害時には、海難救助や人員・物資の緊急輸送を行うなど、その果たす役割は大変重要であると認識しております。

石井海上保安庁長官は、私の大学の同級生で、鹿児島県知事と同じクラスでありまして、先日、G7の警備に対するお礼ということで参りましたときに、さらなる充実についてもお願いしてきたところでございます。

御指摘のとおり、政府方針では、令和7年度から8年度にかけて、新たに総トン数約3,500トンの大型巡視船5隻が整備されるなど、巡視船等の大幅な増強が図られることになっております。

大型巡視船の配備に当たりましては、港湾の整備はもとより、海上保安庁全体の総合的な船舶の運用・調整が必要となってくると考えられますことから、宮崎海上保安部など関係機関と連携を図りながら、必要な対応を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 よろしく願いいたします。

次に、中山間地域振興についてお尋ねいたします。

過疎法に基づく過疎地域、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域などでは、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないなどの課題があります。

そのような中、地域の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合制度の活用は、効果が高いものと考えますが、県内の特定地域づくり事業協同組合の設立状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 特定地域づくり事業協同組合は、過疎地域などにおいて、人手不足に悩む複数の事業者が組合を設立し、主に県外から採用した職員を、季節ごとに複数の仕事に従事するマルチワーカーとして、各事業者へ派遣するものであります。

県内の状況につきましては、今年1月に県内で初めて設立された2つの組合、日南市の「ACにちなん事業協同組合」と諸塚村の「協同組合もろつかわーく」があり、派遣職員が、農業

や宿泊業、福祉事業などに従事しております。

このほかにも、複数の市町村で設立に向けた検討が始まっており、中でも椎葉村は、今年度中の事業開始に向けまして、8月に設立総会を開催するなど、具体的な手続を進めているところであります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は、移住・定住の促進にも有効と考えますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 特定地域づくり事業協同組合制度は、人手不足解消の一助となることに加え、地方での暮らしを希望する都市部の方々など、働く側にとっても、安定した雇用条件の下、様々な業務を経験しながら、地域の実情を学ぶことができるメリットがあります。

実際に、県内で先行する2つの組合では、これまでに採用した職員7名全員が県外からの移住者であり、そのうち2名は派遣先に正式採用されるなど、移住・定住の促進にも効果が期待できるところであります。

こうしたことから、県としましては、引き続き、市町村や地域の事業者に対して、制度の周知と理解促進に努めるとともに、組合設立に向けた動きを積極的に支援してまいります。

○後藤哲朗議員 総合政策部長、この制度は、人手不足に悩む事業者と地方への移住希望者、そして人口減少に悩む地域のいずれにもプラスになる、まさに「三方よし」の制度であると思っておりますので、ぜひその推進に御尽力いただきたいと思います。

続きまして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてお尋ねいたします。

2017年6月に、祖母・傾・大崩ユネスコエコ

パークが登録されました。このユネスコエコパークの特徴は、急峻な山岳地形と美しい渓谷、幅広い植生と希少性、豊かな自然の保全と活用であります。

そこで、これまでの祖母・傾・大崩ユネスコエコパークへの取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにつきましては、平成29年の登録以降、宮崎、大分両県と関係6市町による協議会を中心として、様々な啓発活動や魅力発信に取り組んでまいりました。

具体的には、北川湿原や五ヶ所高原など、貴重な生態系の調査に加え、高校生による登山道整備や小学生の交流キャンプ、ロッククライミングやトレッキングなど、地域活性化につながる取組も進めているところであります。

このような中、来年度は、国内10か所で構成する「日本ユネスコエコパークネットワーク」の現地研修・交流会等を開催する予定であり、関係者間で情報の収集や共有を図りつつ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの魅力を広く発信していきたいと考えております。

今後とも、地元市町や関係団体等と連携し、ユネスコエコパークが目的とする「自然と人間社会の共生」を目指しながら、地域振興を図ってまいります。

**○後藤哲朗議員** このたび、延岡市では、エコパークの保存機能、学術的研究支援、経済と社会の発展という3つの機能が相互に強化される関係を維持することと併せ、多くの観光客を呼び込むとともに、エコパークを身近に体感できるよう、北方地域ユネスコエコパーク拠点施設整備構想を策定いたしました。

準拠点施設に位置づける旧下鹿川小学校を、

登山やロッククライミングなど、アウトドアスポーツ等の体験拠点としての機能を併せ持った宿泊型滞在施設に改修します。非常に地元の期待も高いので、今後とも、地元市町や関係団体と連携した地域活性化の取組をよろしくお伺いいたします。

引き続き、ユネスコエコパークの関連として、県土整備部長にお尋ねいたします。

質問の前に、延岡市でのありがたい光景を述べさせていただきます。

7月22日、まつりのべおか、出会い神輿とばんば総踊りが、天候にも恵まれ、コロナ5類移行ということもあり、大盛況のうちに開催されました。私もみこしのほうに参加いたしました。

このみこしは、幾つかのグループごとに担当順番を決めております。その中に、県延岡土木事務所の職員さんたち15名が参加されておりました。地域に溶け込もうとする姿勢と元気な担ぎぶりには、感謝感激でありました。ありがとうございました。

それでは、エコパーク関連の質問に戻ります。

このエコパークの魅力の一つに、大崩山という、登山家の間では一度は挑戦してみたいという人気の山があります。この山の正式な登山口は2か所あります。ただし、この登山口までの県道2路線が、申し訳ありませんが、不人気であります。

先日、北方総合支所を訪問し、エコパークの取組についてヒアリングしてまいりましたが、この2路線の整備要望がほとんどでした。

そこで、県道上祝子綱の瀬線と県道岩戸延岡線の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。



○**県土整備部長（原口耕治君）** 県道上祝子綱の瀬線につきましては、下鹿川工区において、見通しが悪く、離合が困難な12か所で、部分的な拡幅などを進めてきており、これまでに4か所が完成しております。

また、今年度から、下鹿川工区に続く片内工区におきましても、整備に着手したところであります。

次に、県道岩戸延岡線につきましては、幅員が狭く、通行の支障となっております黒岩小中学校付近の930メートル区間で、歩道整備を伴う拡幅工事を進めており、これまでに約510メートルが完成しております。

さらに、今年度から、この区間に続く桑平橋までの450メートル区間の整備に着手したところであります。

今後も引き続き、予算の確保に努め、必要な整備を行ってまいります。

○**後藤哲朗議員** 部長、よろしくお願ひいたします。

次に、福祉行政全般についてお尋ねいたします。

本日9月15日は、私も対象である「老人の日」であります。「国民が老人福祉についての関心や理解を深めること」「高齢者が自身の生活の向上に努めるように促すこと」「高齢者福祉などの啓発を呼びかける日」などを目的とした日です。

県内の老人クラブ「さんさんクラブ宮崎」では、生きがいや健康づくりなど、高齢者自身の生活を豊かにする活動や、環境美化活動など地域を豊かにする社会活動に積極的に取り組んでおられ、シニアパワーを生かした社会活動を実践されています。地域の高齢者福祉にとっても重要なクラブだと考えています。

そこで、老人クラブの会員数と加入率など、現状について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 県内の老人クラブは、令和5年3月末時点で901クラブ、会員数は3万2,216名となっており、3年前の令和2年3月末時点と比較して、クラブ数が97、会員数が6,171名減少しております。

また、60歳以上の人口に対する加入率の推移では、令和2年には9.7%でありましたが、令和5年には7.6%に低下しております。

加入率低下の理由といたしましては、定年延長による就労継続やライフスタイルの変化などが影響しているものと思われま。

○**後藤哲朗議員** 次に、高齢者の生きがいや健康づくりなどに重要な役割を担う老人クラブの活動の活性化を図っていくことが必要と考えますが、県の見解について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者の生きがいや健康づくりだけでなく、介護予防と相互支援という観点からも、その役割が期待されております。

これまで県では、老人クラブが行う見守り活動や介護予防活動などに対して助成しておりますが、昨年度からは、新規会員獲得や健康づくり・介護予防を目的として、県老人クラブ連合会が新たに実施している「eスポーツ・ニュースポーツ体験交流会」にも助成を行っております。

県といたしましては、引き続き、市町村や県連合会と連携し、地域社会を支える重要な担い手である老人クラブの活動活性化を支援してまいります。

○後藤哲朗議員 次に、発達が気になる子供たちへの対応についてお尋ねいたします。

「発達が気になる子」と聞きますと、「病気や障がいのある子」と捉えがちですが、「発達が気になる子、配慮を要する子」とは、「関わり方が分からない子」と考えられています。

病気や障がいが原因とは限らず、家庭環境や保護者との関わり、その子自身の生活や発達のバランスなど、いろんな要因が基となると思います。その要因によって、子供たちの間に差ができてしまい、周囲にとっても気になる存在となっていくものと思います。

気になる子とは、私は、発達障がいの診断をされていないけれども、個別に支援が必要な子供さんのことと考えます。

こうした「発達の気になる子供」は、障がいの診断がないゆえに、周囲が気づきにくく、療育など様々な支援の手も届きにくい状況にあるのだと考えています。

そこで、「発達が気になる子供」に対し、個別の支援をどのように行っているのか、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がいの傾向はあるが、診断にまで至らない、いわゆる「発達が気になる子供」につきましても、障がい児と同様、早い段階で、特性に応じた個別の支援につなげていくことが重要であります。

このため県では、「そうだんサポートセンター」を県内10か所に設け、宮崎市設置の3か所とも連携しながら、障害者手帳を所持していない子供についても、身近な地域で相談や訓練等を受けられるよう、巡回訪問や外来療育による支援を行っております。

また、こうした子供が日常生活を送る上で

は、周囲の大人が理解を深め、その特性を受け入れていくことが重要であり、保護者向けセミナーの開催やペアレントメンターの活用により、理解促進を図るとともに、早期支援の重要性を啓発してまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

このような発達が気になる子は、幼稚園・保育園において、他の園児よりうまくコミュニケーションが取れなかったり、落ち着きがなかったりといった、気になる行動が見られる傾向にあるのではと思います。

保育園や幼稚園の子供たちでいえば、その子が伸びる可能性のある環境の中、知識や技術のある優しい意欲的な保育士・教諭がいる、子供たちの輪に入れる、適切な環境の中で過ごせることが重要と思いますが、保育士数が足りない、療育支援の余裕がないというのが現状と考えられます。

そこで、発達が気になる子供への対応について、幼稚園や保育所に対し、どのような支援を行っているのか、福祉保健部長に県としての取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 発達障がいなど、特別な配慮を要する子供の教育・保育に当たっては、障がいの程度や特性に応じたきめ細かな対応が重要であります。

このため県では、毎年実施する「保育士等キャリアアップ研修」のカリキュラムとして、障がい児保育分野に関する研修を行い、現場で子供の対応に当たる保育従事者の専門的知識や技術の向上を図っております。

また、保護者を支援するため、その支援手法を学ぶ「ペアレント・トレーナー養成講座」を開催し、各施設内に指導者を養成しているほか、県の幼児教育スーパーバイザーを各施設に

派遣し、園内研修を実施するなど、実態に応じた支援を行っております。

こうした取組を通じ、今後とも、保育従事者の資質向上や人材育成に取り組んでまいります。

**○後藤哲朗議員** 次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

令和3年3月に策定されました県の地域福祉支援計画（第4期計画）では、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる、地域共生社会の実現」という基本理念の下、様々な福祉課題に対応した施策の方向性を示されています。

その中で、施策の展開として、「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」「地域共生社会を支える多様な担い手づくり」「ともに支え合い、助け合う地域づくり」の3つの基本目標を掲げております。

その中の「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」では、地域共生社会の意識醸成、包括的な支援体制の整備、住民参加で進める地域福祉活動の推進、市町村地域福祉計画の推進支援を大きな柱と位置づけています。

この地域福祉支援計画策定後に、社会福祉法に基づく新たな事業、重層的支援体制整備事業が国において創設されました。

これは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業だと考えます。

そこで、市町村がこの重層的支援体制整備事業に取り組む意義について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 重層的支援体

制整備事業は、複雑化・複合化した地域の支援ニーズに対して、市町村が多様な主体と連携しながら、包括的な支援体制を構築するため取り組むものであります。

本事業の実施により、例えば、80歳代を迎えた親が、ひきこもり状態の50歳代の子を世話する、いわゆる8050問題といった複合的な課題を抱えた世帯に対して、高齢、障がい、生活困窮といった分野を超えて、より包括的できめ細かな支援をすることが可能になります。

さらに、本事業は自由度が高く、地域の実情に合った取組が可能であるため、市町村の創意工夫でより高い効果が期待できるものと考えております。

**○後藤哲朗議員** それでは、次に、重層的支援体制整備事業に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 重層的支援体制整備事業では、県は実施主体である市町村を後方支援する役割を担っております。

県ではこれまで、市町村等の職員に対し、事業の枠組みや全国の先進事例を紹介する研修を実施するとともに、事業の中核を担う市町村社会福祉協議会職員や地域の活動団体の方々を、地域福祉コーディネーターとして養成するなどの支援に取り組んでおります。

また、今年度からは、事業の対象となる世帯を継続して訪問支援するアウトリーチや、支援を行う様々な関係機関の調整に必要な経費などについて、その一部を県で負担しております。

今後とも、市町村が円滑かつ効果的に本事業に取り組めるよう支援してまいります。

**○後藤哲朗議員** それでは、地域福祉の推進のためには、県民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指す「地域共

生社会の実現」に取り組んでいく必要があると  
考えますが、知事の御認識をお伺いいたしま  
す。

**○知事（河野俊嗣君）** 県民の皆様が安心して  
幸せに暮らせる社会を築く上で、福祉の充実  
はその根幹をなすものと考えております。

社会環境が大きく変化する中で、従来からあ  
ります高齢、障がい、貧困などの課題に加え、  
近年ではヤングケアラーやひきこもりなど、地  
域の福祉課題が複雑化、複合化しております。  
個別の施策だけでは対応できないケースも出  
てきており、より柔軟な発想や支援体制が求  
められていると考えております。

そのため、議員御指摘のとおり、様々な福祉  
課題を包括的に捉え、従来の枠を超えて一体  
的に取り組むとともに、行政だけでなく、地  
域住民も含め多様な主体が参画し、人と人  
が世代や分野を超えてつながり、地域を共  
につくっていく「地域共生社会の実現」が  
極めて重要であり、そのための取組をさら  
に推進していく必要があると考えており  
ます。

引き続き、市町村や関係機関と一体とな  
って、県民福祉の充実に向けてしっかり取  
組んでまいります。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。本  
当によろしくお伺いいたします。

続きまして、企業成長促進プラットフォーム  
について、お尋ねいたします。

宮崎県総合計画アクションプランでは、本  
年度から4年間に重点的・優先的に取り組  
む5つの重点プログラムを設定してあり  
ます。その中で、「力強い産業の創出・地  
域経済の活性化」を掲げてあります。項  
目として、産業を支える多様な人材の  
確保・育成、新産業の創出と地域経済  
の活性化、稼げる農林水産業への成長  
促進

を主な内容としております。

県ではこれまでに、産・学・金・労・官、  
13機関で構成する「企業成長促進プラ  
ットフォーム」を立ち上げ、県内経済の  
循環拡大や雇用の貢献等、中核企業と  
して成長が期待できる企業である成長  
期待企業を支援していると思いた  
すが、その支援の成果について、商工  
観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 議  
員のお話にありました企業成長促進  
プラットフォームでは、県外からの外  
貨獲得や県内経済の循環拡大、雇用  
への貢献など、将来、中核企業とし  
て成長が期待できる企業を「成長期  
待企業」として、平成28年度より支  
援を実施しております。

これまでの成果であります。一定の支  
援を終えた22社の中で、3社が売上  
高30億円を超え、中核企業へと成  
長したほか、そのうち1社は株式上  
場を果たしております。

また、認定前の状況と支援後の状況  
を比較しますと、売上高の合計は、  
認定前の207億円から253億円へ、  
およそ46億円増加するとともに、  
新規雇用を413名創出してあります。

**○後藤哲朗議員** 私は、この支援の成  
果については、高く評価させていただ  
いております。

そこで、新型コロナウイルスなど  
経営環境が目まぐるしく変化してい  
る中でも、成長期待企業等の中核企  
業には良質の雇用の創出を期待して  
いますが、県として、今後、中核企  
業の育成に向けて、どのように取り  
組んでいかれるのか、知事にお伺  
いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** ただいまの部  
長答弁のように、成長期待企業につ  
いては一定の成果が現れているところ  
ではありますが、今回のコロナ禍を  
経験する中で、厳しい環境の変化に  
も柔軟

に対応できる企業を育成することの重要性を改めて認識したところであります。

このため、県におきましては、令和4年度から、環境の変化に柔軟に対応しながら、新たなビジネスモデルの実現に向けて積極的に挑戦し、また県内経済の牽引が期待できる企業を「宮崎県次世代リーディング企業」として認定し、コーディネーター等による集中的な支援を行っているところであります。

中小企業には、人口減少・少子高齢化の進行や脱炭素社会に向けての対応など、今後、様々な環境変化への対応が求められることとなります。

県といたしましては、宮崎県産業振興機構をはじめ、関係機関と連携を図りながら、本県経済の中核を担う、良質で安定した雇用の創出ができる企業の育成支援に、引き続き取り組んでまいります。

**○後藤哲朗議員** 次に、「スポーツランドみやざき」の推進についてお尋ねいたします。

新しい県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」のサブアリーナの供用開始のセレモニーが、先月の20日に執り行われました。

ネーミングライツのスポンサー企業の御挨拶の中で、令和7年12月完成予定のメインアリーナが「スポーツランドみやざき」の全県下展開の県北の拠点となり得るように、大いに期待し、応援したい旨のありがたいお言葉をいただきました。

そこで知事に、「スポーツランドみやざき」の全県化の推進に向けて、新体育館をどのように活用されるお考えなのかお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 新宮崎県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」につきましては、先日、私もサブアリーナのオープニングセレモ

ニーに出席したところであります。

県産材がふんだんに使用され、木の温かみを感じられる内装、すばらしい施設でありますし、その中で、車椅子バスケットボールや新体操などのアスリートが躍動する姿を目の当たりにして、その完成を大変うれしく思ったところであります。

令和7年12月に完成予定のメインアリーナは、サブアリーナが約500席であります。観客席を約4,000席に、そのような形で整備されるわけでありまして、バレーやバスケットの公式戦をはじめ、トップアスリートも利用できる高水準の仕様を備えた施設となる予定であります。

これらの施設は、今後、屋内競技の大会等を県北に誘致するための重要な拠点となるものであります。また、スポーツを中心にしながらも、体育館は、イベント、またコンサート、そういった多目的での利用というものも大変楽しみであります。

県としましては、今回進めております「スポーツ観光プロジェクト」におきまして、まずは地元延岡市を中心として、市町村、そして競技団体等と一層の連携を図りながら、この施設を活用した屋内競技のキャンプ・合宿や、国際大会の誘致・受入れを図るなど、「スポーツランドみやざき」の全県化に取り組んでまいります。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、「スポーツランドみやざき」に関連してお尋ねいたします。

国民スポーツ大会では、延岡市では、水泳(オープンウォータースイミング)が開催されます。会場は、日豊海岸国定公園内の須美江海岸の湾内です。この須美江海岸は、環境省が選定する「快水浴場百選」や「日本の水浴場88選」にも選ばれている名所です。

このたびのオープンウォータースイミング大会開催は、リハーサル大会、本大会、大会後、そして大会の機運醸成と大会の成功に向け、また、リハーサル大会前のプレ大会の開催に向けて、盛り上がるようとしております。

この大会は、日向市のサーフィンと同様に、自然のすばらしい海を生かしたアウトドアスポーツの観光への可能性があります。

今回、県が立ち上げた「スポーツ観光プロジェクト」では、スポーツ環境日本一を目指し、キャンプ・合宿や大会を誘致するための体制強化をはじめ、スポーツ施設の戦略的・計画的な整備や市町村との連携強化を柱に、各施策を構築すると伺っております。

そこで、オープンウォータースイミング大会のような地域の特色のあるイベント大会を、「スポーツ観光プロジェクト」の中でどのように位置づけていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 地域の特色あるスポーツイベントや大会は、経済効果はもとより、地域の魅力発信や活力づくりに寄与するものであり、今回の「スポーツ観光プロジェクト」では、県内全域のスポーツ環境の充実を柱の一つに位置づけ、市町村による地域の魅力の掘り起こしや磨き上げを支援してまいりたいと考えております。

現在、県北地域では、日向市での様々なサーフィン大会や、「ゴールデンゲームズ in のべおか」「レッドブル・クリフダイビング高千穂大会」などが盛んに開催されております。

今後、お話にありましたオープンウォータースイミング大会のような特色あるイベントや大会が、これまで以上に開催されるよう、市町村等と連携を図りながら、「スポーツ観光プロ

ジェクト」を推進してまいります。

**○後藤哲朗議員** よろしくお願ひいたします。

次に、農業水利施設についてお尋ねいたします。

本県の土地改良施設は、昭和初期に造られたものや、昭和40年代の高度経済成長期に集中して整備されたものが大半を占め、老朽化に伴う機能の低下が進んでおり、今後、営農への影響が懸念されています。

中でも、農業水利施設に至っては、地域住民の多くが農家だった頃は、農業を行いながら施設を整備することで、地域の水環境を保全することができました。

しかし、現在は、農家の数が減り、非農家の数が圧倒的に多くなっています。非農家は、地域環境の整備を少なくなった農家に依存している状況なのです。今こそ農業水利施設について、流域の水環境を支える施設なのだから、地域で管理するという捉え方が必要なのではという思いがあります。

そこで、農業水利施設の保全管理の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県内の農業水利施設は、延長1万2,000キロメートルを超える用排水路をはじめ、655か所の農業用ため池や、1,235か所の頭首工などが活用されておりますが、その多くが昭和40年代の高度経済成長期に整備・改築され、経年劣化等により施設の老朽化が進んでおります。

また、施設を管理する土地改良区や水利組合は、日常点検や水路の泥上げなどを適時行っておりますが、農業者が急速に減少、高齢化していることから、今後の保全管理が十分に行えなくなるおそれがあり、早急に対策を講じる必要があると考えております。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

昨年5月、愛知県豊田市にある取水施設「明治用水頭首工」で大規模な漏水が発生しました。

近年は、全国で年間1,000件を超える突発事故、災害以外の原因による施設機能の損失が発生し、その8割が老朽化が原因とされています。さらに、災害などで損壊した場合は、周辺地域に大きな被害をもたらす可能性があります。

また、水田は、地下水の涵養や雨水貯留などを通じ、下流域を支えています。近年は、洪水発生時に田んぼダムとして、水を一時的に貯留することが期待されています。

そこで、今後の農業水利施設の長寿命化に対する県の考え方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の農業の持続的な発展を図っていくためには、農業水利施設を適切に管理し、機能を維持していくことが大変重要であると認識しております。

このため、平成31年3月に改訂した「宮崎県農業水利施設ストックマネジメント対策基本方針」に基づきまして、適時適切に補修や更新等の対策工事を進めております。

また、施設の軽微な補修等を行う多面的機能支払制度を活用し、地域住民との共同活動による保全管理も推進しております。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携しながら、計画的な施設の長寿命化対策を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 続きまして、県土整備行政、流域治水についてお尋ねいたします。

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダ

ムの再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、水災害対策を行う考え方でありませ

県では、流域の関係者で構成する協議会を県内58水系全てにおいて設置しており、流域全体で実施すべき治水対策の全体像、流域治水プロジェクトを策定・公表し、流域治水を推進する取組を行っております。

そこで、五ヶ瀬川水系流域治水プロジェクトの今後の展開について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 五ヶ瀬川水系につきましては、令和2年度に流域治水プロジェクトを策定し、河川掘削やダムの事前放流などの対策を推進しているところであります。

現在、国においては、気候変動の影響により、2040年頃には、降雨量が約1.1倍に増加すると見込まれることから、全国の一級水系で、流域治水の取組をさらに加速化、深化させる「流域治水プロジェクト2.0」を策定していくこととしております。

五ヶ瀬川水系では、令和3年度に国が先行して見直した河川整備基本方針を踏まえ、プロジェクト2.0についても、関係機関が一体となって、今年度中の策定に向け、必要な追加対策の設定等について検討を進めております。

今後とも、国や関係自治体等と連携を図りながら、治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 今お話にありました「流域治水プロジェクト2.0」、まさしくこれはバージョンアップだと私は思います。

昨年の台風第14号では、五ヶ瀬川流域において家屋の浸水被害が発生いたしました。今後とも治水対策のさらなる強化への取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、教育行政についてお尋ねいたします。

延岡市では、今月の1日から、不登校児童生徒向けのオンライン学習支援をスタートいたしました。児童生徒は自宅で学校貸与のタブレット端末を使って学習し、参加日は学校長の判断で「出席扱い」とすることも可能となりました。

市は、「学校に来づらくても、子供たちがずっと社会とつながり続けることを実現することで、誰一人取り残さないことを実現することを目指す」としています。

不登校の小学生、中学生が大幅に増加しており、危機感を抱いた市教委は、先進自治体の視察などを重ねて準備、今年度からは、誰一人取り残さない「新たな学びのフィールド」構築事業として、カリキュラムの作成などを行ってきたとのことでした。

この例にありますように、ICTを活用した学習支援など、居場所づくりも含め、不登校の子供たちの学びの選択肢を増やす取組が必要だと考えます。

そこで、各市町村においても、不登校支援として、これまで適応指導教室の設置などの取組が行われてきたと思いますが、現在の取組など、義務教育における不登校の子供たちの支援について、県内の状況を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 義務教育における不登校児童生徒に対しましては、これまで、段階的に学校に通えるよう、教育支援センター、

いわゆる今議員のほうから御指摘のありましたような適応指導教室を校外に設け、一人一人の実態に合わせた学習指導や、社会とのつながりを持つための社会体験等を支援してまいりました。

一方で、新たに校内の空き教室を利用して、専任の支援員等を配置する校内教育支援センターの設置が市町において進んでおり、そこでは、自分に合ったペースで学習・生活できる環境が校内にも整えられようとしております。

今後とも、国の動向を注視し、それぞれの実態に応じた体制の整備を各市町村に支援してまいります。

**○後藤哲朗議員** 最後に、教育長にお尋ねいたします。

オンラインでの学習支援など、児童生徒は1人1台の端末を含め、ネット環境の中で生活している状況であり、家庭も含めICTの活用が当たり前、日常的なものとなる環境が整ってきます。

そこで、ネット社会で生活していく子供たちにとって、情報モラルは非常に重要だと考えられますが、情報モラル教育についての県の取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会ではこれまで、情報モラルに関するリーフレットの作成や、学校へのIT専門家の派遣等に取り組んでまいりました。

また昨年度は、モデル校を指定し、情報モラル教育の研究と授業公開を行い、SNS等における正しい情報の見極め方や、言葉の感じ方が人によって異なること等について分かりやすく学べる教材、「GIGAワークブックみやぎ」を小学生向けと中高生向けに分けて作成し、県内の公立学校に配付いたしました。



さらに今年度から、リーフレットを私立学校も含めた県内全ての児童生徒を対象に、毎月テーマを変えて配付するとともに、IT専門家に加え、学校の現状に精通した事務局職員を派遣する等、取組の充実を進めているところであります。

**○後藤哲朗議員** それぞれに御答弁をありがとうございました。

若干というか大分時間がありますので、一点感想を述べさせていただきます。

それは、海上防災能力の強化のための大型巡視船の配備の件であります。

先月の29日、防災減災・県土強靱化対策特別委員会で、宮崎海上保安部を視察先として訪問いたしました。その際に、宮崎海上保安部長の貴重な体験談や思いを聞くことができました。

それは、東北大震災を経験され、福島沖での大型巡視船で被災者の救出、そして長期にわたり捜索任務に当たったときのことであり、その任務を通して感じられたのが、南海トラフ巨大地震の被害が想定される宮崎沖での海上防災体制の整備の必要性とのことであります。

まさしく現場の声、体験からの進言だったような気がいたします。被害がないことが一番ではありますが、「備えあれば憂いなし」であります。今回、質問もさせていただきましたが、南海トラフ巨大地震への備えという意味で、大型巡視船の配備は、宮崎沖での海上防災体制が強化されることになると考えます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○日高博之副議長** 次は、齊藤了介議員。

**○齊藤了介議員**〔登壇〕(拍手) 志誠会の齊藤了介でございます。

宮崎県議会議場で質問させていただくのは、

初めての機会であります。4月30日に任期をいただきまして、いろんな方から「齊藤さん、県議会ってどんなね。市議会と違うね」とたくさん聞かれました。そのたびに私が答えているのが、私がこれまで県議会を認識していたのと、実際に議員になって仕事をしたときに、全く違うということを県民の方にお伝えしました。

といいますのが、私も市議時代、宮崎県庁はすぐ近くだったんですけども、そんなに市議会の仕事と県の仕事というのは、同じ行政ですから、違いはないだろうと思っていました。

しかし、常任委員会、特別委員会でいろんな話を聞いたり、それから県内の施設を訪問したり、そういう中で、自分が知らないこと、県という行政が行っていることの大きさだとか、何よりも県庁という巨大な組織にたくさんの職員がいらっやって様々な事業を行っているということ、さきの代表質問、そして先ほどの一般質問、6月議会もそうですけれども、先輩議員たちと違って、やはりいろんなことを勉強なくちゃいけないなど、本当に反省しているところです。

今回、基本的な質問で、どうか先輩議員におかれましては、温かい心でお聞きいただけると幸いです。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、県と市町村の関係についてお伺いいたします。

総務省官僚として、国の立場から地方自治に従事され、宮崎県の総務部長、副知事、そして知事を務める中で、知事が理想とされる宮崎県づくりのために、県と市町村の関係はどうあるべきか、そのお考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

県と市町村の関係におきまして、基礎自治体である市町村には、住民に身近な行政サービスの提供、そして広域自治体である県には、市町村間の連携・調整や補完、広域での総合的な施策の推進が求められております。それぞれの役割と責任をしっかりと果たしていく必要があると考えております。

私はこれまで、国の役所、さらには各県の県庁、そして市役所、それぞれで地方行政を経験してまいりました。それを踏まえると、国・県、市町村が適切な役割分担の下に力を合わせていくことは極めて重要であるということ、また、課題解決のヒントは現場にあるという信念に基づきまして、一貫して徹底した現場主義で取り組んでまいりました。

県が抱える様々な課題の解決、また県政のさらなる発展のためには、住民に最も身近な現場で行政を担う市町村と十分な意思疎通を図り、協働して各種施策を進めていくことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員 今、知事がおっしゃった現場主義ということなんですけれども、実は私も会社勤めが結構長くて、そのときも、結構上司の方から現場をとにかく大事にしろということと言われましたので、そのお考えには本当に賛同する者の一人であります。

今回、質問するに当たりまして、改めて県議会という組織のすごさを感じたのが図書室です。図書室の蔵書が、やはり市議会の図書室と比べると本当に数も多いですし、そして司書の方がいらっやっや、いろいろと投げかけた質問に関して資料を出していただける。だから、我々議員にとっても、働きやすい環境が整って

いるなということを感じました。

その司書の方から準備していただいた資料で、「地方自治法基本解説 第8版」というのをちょっと拝見しました。そこに、今知事が御答弁になりましたような、県の仕事ということが書かれていました。

「都道府県は、市町村を包括するものとされています。これは、都道府県の区域は、これに含まれる市町村の区域の全部を合わせたものであるという意味であって、都道府県が市町村の上位に立つ地方公共団体であることを意味するものではありません」ということです。

あと、都道府県と市町村の関係の中で、「現在の社会生活の進展は、住民の日常生活圏の拡大をもたらし、市町村の区域や都道府県の区域を超えた事務の処理を要請するようになっており、地方公共団体の間での協力が求められます」と、また「地方公共団体の協力・協働による事務の処理は、事務の効率化や、単独で処理することが困難な事務への対応といったことから必要とされるようになっていきます」と記載がされていました。

続きまして、次の質問に移ります。

市町村は、農林水産、商工、観光、福祉、教育、防災と、様々な分野において各施策に取り組んでおり、同様に県も各施策に取り組んでいるものの中には、効率化を図れるものや、さらに連携を強化すべきものがあると考えます。県と市町村の間の課題解決のための議論の場があるのか。

また、宮崎市議時代に、県が関係する案件で、時折、市の職員の方から県に対する不満を耳にしてきました。

これは様々な事情があると思いますので、大切なことは、県と26の市町村の首長や職員が常

にコミュニケーションを取り、そしてお互いの立場を理解し合いながら、一つになって本県の発展のために行政の仕事を進めていくことだと私は考えます。

そこで、本県のリーダーとして、河野知事はどのようにして県と市町村間で課題解決に取り組まれているのか、お考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほどの答弁で申し上げましたように、私はある市役所で勤務したことがあります。そのときに、県庁と仕事したときに、その県がとても偉そうだったという印象を受けております。それじゃいかんと、今御指摘がありましたように、上下関係ということではなしに、対等・協力であると。様々な政策課題について互いの役割を理解し、施策の目的や進め方について十分な共通認識を持つ必要があると考えております。

そのため、私が就任してから、県・市町村連携推進会議というものを設けまして、県の幹部職員と全市町村長が一堂に会して、課題に対する認識や施策の方向性を共有するため、率直な意見交換を行っているところであります。

また、私自身が県内各地に出向いて、ブロックごとの市町村長と議論を交わす円卓トークというものも実施しておりますし、またさらには、市町村の役場で職員とスクラム談義ということで、市町村職員との直接の意見交換なども行う中で、各地域が抱える実情や将来の展望などを直接語り合い、その思いを受け止めるとともに、知事として、また県の思いというものも伝えるという取組を進めているところであります。

引き続き、このような取組を継続し、市町村としっかり連携して、様々な課題の解決に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 今のお話を聞いて、本当に県民の一人として、河野知事の下で、県内の市町村職員も一緒になって、一つの方向に向かえるなというふうに確信を得ました。

そこで、市町村規模ではどうしても職員の考え方というのも住民目線になりがちで、だからこそ私は、県全体を大局に見ることができる県という組織の存在が重要になってくると思います。当然市町村同士だと、お互いに遠慮があったりだとか、昔、ある首長経験者の方から、そういったことを耳にしたこともあるんです。だからこそ、やはり県がそこを引っ張って行ってほしいんだということでした。

最後に、先ほど河野知事もいろいろとお考えを述べていただいたんですけども、もう一度改めて、宮崎県づくりを行っていく中で、知事を支える県庁職員、県内26市町村の首長をはじめとする市町村の職員、そして宮崎県の発展を願って、様々な分野で宮崎県づくりに関わっていらっしゃる105万人県民に対して、知事の思いと決意をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、コロナ禍や物価高騰、相次ぐ台風災害によりまして、県民の暮らしが大きな影響を受ける中で、本格的な少子高齢化、人口減少でありますとか、デジタル化、脱炭素化の急速な進展、深刻化する気候変動問題など、大きな時代の転換点を迎えていると考えております。

このような中、本県が再び輝きを取り戻し、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎を実現していくためには、県のみならず、県議会、市町村、企業・団体、県民の皆様の英知やエネルギー、ネットワークを結集した県づくり、そのまとまる力、結束する力、これは極めて重要

だと考えております。

そうした強い信念の下、就任以来、現場主義に徹して、積極的に県内各地に公私ともに足を運び、現場の実態を把握し、地域の皆様の様々な御要望や御意見に耳を傾け、まさに対話と協働で県政を進めてきたところでございます。

先ほど御説明しました、県・市町村連携推進会議、円卓トーク、さらにはふれあいフォーラム、様々な場面で対話を重ねるとともに、例えば新型コロナ対策や物価高騰対策におきましても、医療機関や飲食店等の訪問や、様々な分野の皆さんとの意見交換を行うことによりまして、現場の実態に即した感染拡大防止対策や、宮崎再生基金の創設などに結びつけてきたところであります。

今後とも、こうした対話と協働、さらには徹底した現場主義の基本姿勢の下で、将来を見据えた明確なビジョンと道筋を示し、本県のリーダーとして私が先頭に立って、県民の皆様と一丸となって、本県のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 知事は、先ほどほかの議員さんのお話にもありましたけれども、全国知事会の中で副会長という要職をお務めになられて、そして知事会も議会と一緒に、常任委員会、特別委員会があるようです。

そこでも、地方税財政常任委員会の委員長、それから文教・スポーツ常任委員会の副委員長、そして国土交通・観光常任委員会の委員と、宮崎県に本当にふさわしい委員会に所属されて、活躍、活動されているということで、どうかお体に気をつけて、ますます頑張ってくださいと思います。

それでは、2問目、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会についてお尋

ねします。

2027年に本県で開催が予定されております、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会におきまして、各競技会開催市町村の施設整備や運営に係る財政負担が大きいということで、県に対して、補助金や交付金の拡充についての要望が各市町村から上げられているようであります。

宮崎県で大会が予定される時期は、9月から10月と暑さがまだ厳しい時期であり、体育館や選手控室内に選手の体調管理のための空調設備の設置要望が、各競技団体から開催市町村に上げられているようですが、現時点では、大会運営補助金要綱に、この取扱いについて明らかになっていないようです。

また、予定されていた会場のレイアウトが変更になることで、仮設で整備される数が増えることも予想されますので、要綱上も補助金交付金の柔軟な対応をお願いしたいようです。

このような市町村の施設整備や大会運営に対する支援拡充の要望に対して、県はどのように対応していくお考えか、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 国スポ競技会場につきましては、市町村が円滑に競技施設の整備を行えるよう、国や関係団体の交付金等を最大限活用するための助言を行っているほか、令和3年度から、競技施設の基準を満たすための整備に当たり、既存施設の改修は2分の1以内、県内に競技施設がないため、仮設整備を行う場合は、10分の10以内の補助を行っております。

また、議員御指摘の空調設備の設置など、大会運営に係る支援につきましては、令和6年度から経費調査を行うこととしており、市町村と

十分な意見交換を行いながら、必要な支援を検討してまいります。

**○齊藤了介議員** 以前、何かの本で読んでみましたが、最初の国体が宮崎で開催される前に、岩切章太郎翁が当時の知事に対して、日本最大の運動公園、現在の木花の総合運動公園だと思ってしまうのですが、その要望をされて、県とかなり押し合いがあったというふうに記憶しております。

なぜ宮崎でそれだけの規模の運動公園を造る必要があるのかと言う県に対して、岩切章太郎翁は、後々の県の発展を考えたときに、これは絶対やるべきだということで譲らなかったということを知ったときに、その後の「スポーツランドみやざき」の礎は先人たちが築いた、であるならば、私も今度、次回の国民スポーツ大会で、さらなる礎を築くべきだと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今お話ししました、昭和54年に開催されました「日本のふるさと宮崎国体」が、その後の本県の「スポーツランドみやざき」の礎になったとの話を当時の関係者からたくさん耳にしてきました。2027年の大会におきましても、我が国における「スポーツランドみやざき」の地位を確固たるものにするために、取組が必要と考えます。

一つ参考にしたいのが、青島太平洋マラソンです。県外から毎年たくさんのランナーが参加され、国内でも評価の高い大会なんです。参加者からは、「高校生たちの給水箇所でのお手伝いや声援がとてもうれしかった」との声を耳にしてきました。

県民運動リーフレットにも記載されておおり、県民総参加で大会を成功させていかなければなりません。その中心に高校生ボラン

ティアを置き、若い世代を大人が支える形で大会を盛り上げていくことは、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりにもつながると思っております。総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 令和9年の国スポ・障スポは、県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会を目指しており、多くの県民が様々な立場で大会に参加・協力していただくための県民運動を展開しているところであります。

議員の御質問にありました、高校生など若い世代のボランティア等への参加につきましては、大会の盛り上げや若い視点による本県の魅力発信に資するほか、郷土愛を育み、支え合って生きる社会づくりの意識の醸成など、「未来のみやざき」を担う人材の育成にもつながるものと考えております。

このため、市町村や関係機関と連携し、若い世代を含む多くの県民による大会ボランティアへの参加や競技会場での応援など、積極的な参加を促すための取組を進めてまいります。

**○齊藤了介議員** 今回、テニス競技会場となります、ひなた宮崎県総合運動公園の庭球場を24面のハードコートに改修し、うち6面をインドアコートにされると、そして照明設備も国際水準に整備していくということは、私は、野球、サッカー、ラグビーに続いて、「スポーツランドみやざき」の名前をテニス界にとどろかせることになるかと期待しております。

その中で、北海道で開催されました全国高校総体で、佐土原高校男子テニス部の選手がシングルスで優勝と準優勝、ダブルスで準優勝、団体で3位と、また、シングルスで優勝した大岐優斗選手は、インターハイの後の全日本ジュニアテニス選手権18歳以下の部の男子シングルス

でも優勝したということは、本当に我々県民にとりましても、夢と希望を抱いたことであります。

国民スポーツ大会での天皇杯、そして皇后杯を目指して、本県ジュニア世代の育成というのは重要な課題でありますけれども、県立高校の部活動における練習環境の整備をどのように進めていくお考えか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 佐土原高校男子テニス部のインターハイでの試合を、私も北海道の会場で応援してまいりました。頂点を必死に目指す姿に心から感動し、大変頼もしく感じたところであります。

2027年の宮崎国スポに向けましては、練習拠点施設の整備を計画的に進めております。

具体的には、県総合運動公園内の施設以外に、県立高校にも整備しております。昨年度までに、延岡星雲高校のアーチェリー場と相撲場、宮崎工業高校の水球プールが完成し、今年度は8月に宮崎北高校の体操場が完成したところであります。

このような整備は、高校の特色づくりにもつなげなければならないものでありますし、また、国スポの後も、本県の一層の競技力の向上を支える施設でなければならないものと考えております。

**○齊藤了介議員** ぜひとも佐土原高校テニスコートをハードコートに整備してほしいと思いますし、先ほど話した大岐選手たちが近い将来、錦織圭選手のように世界の4大会で活躍して、そのテレビ放送を見た宮崎県内のスポーツ選手たち、高校生たち、そしてもっと若い子供たちが影響を受けて、そこに続く、そういう未来への投資をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、3番、食の安全保障についてお伺いいたします。

日本は人口が減少しておりますけれども、これから世界の人口はますます増えていきます。その中で心配しているのが、人が生きていく上で最も大切な水と食料の問題であります。国も食料危機に備えて、食料・農業・農村基本法の改正に向け、動いております。

私は市議時代、農業分野は本当に全然分かっていなかったものですから、詳しい議員の方に任せて、ほとんど農業のことに触れることはなかったんですけれども、でも今はそれじゃいけないと、自分も消費者の一人として、農林水産業の分野に関心を持ってやるべきだということで、農業の経験というのは、知り合いの方のビニールハウスの張り方を手伝ったぐらいしか分からなくて、本当に情けない国民の一人なんですけれども、しかし、その立場から質問したいと思います。

今回は、農・林・水産といずれも重要なんですけれども、農業に絞ってお伺いいたします。

本年4月22日、23日に、シーガイアコンベンションセンターにおきまして、G7宮崎農業大臣会合が開催されたことは、本県農業にとって誇らしいことであります。

しかし、「G7農業大臣声明2023」や「宮崎アクション」を見ますと、持続可能という言葉が出てきますが、食料自給率の低下や担い手不足、高齢化が進む我が国農業の現実を見ますと、私、個人的には、持続不可能の直前まで来ている気がしてなりません。

このことは、農業関係者だけの問題ではなく、農業の恩恵を受けている我々消費者、国民にも責任があると思います。消費者にも今の農業の現実を突きつけて理解してもらって、他人

ごとではなく我が事として巻き込んでいかないと、国防同様に我が国の農業の存続はないのではないかと危機感を持っております。

そこで、食の安全保障に対する知事のお考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 不透明な国際情勢や気候変動、さらには爆発的な世界人口の増加、こういったものを背景に世界的な食料不安が懸念されている中で、食料の多くを海外に依存する我が国にとりまして、食の安全保障は極めて重要な課題であります。G7宮崎農業大臣会合でも、中心的なテーマとして活発に議論されたところであります。

国においては、食料・農業・農村基本法の見直しの方向性を示した答申がまとめられ、法改正に向けた準備が進められております。

このような中、全国第4位の農業産出額を誇る本県には、国民に安定的に食料を供給していく役割があり、その責務がますます高まっているものと認識しております。農業というものが産業の単なる一分野ではなく、我々の命を支える産業であるとともに、国家存立の基盤でもあると、そのような認識もしております。

県では、担い手の減少や高齢化など、構造的な課題に対して、農地集約による大規模化に加え、デジタル技術を用いたスマート農業の導入等によりまして、生産性の向上を図り、我が国有数の食料供給基地として、農業生産力の維持に努めてまいりました。

今後は、これら生産力の強化を加速させるとともに、地域資源を活用した肥飼料の生産やエネルギーへの転換など、資源循環の取組を進め、持続可能な農業のモデルとして全国をリードし、食料安全保障の強化に貢献してまいります。

**○齊藤了介議員** ぜひともお願いいたします。

「食料を自給できない国は独立国ではない」、これはフランスのシャルル・ド・ゴール大統領の言葉です。

「君たちは、国民に十分な食料を生産自給できない国を想像できるかい。そんな国は、国際的な圧力をかけられている国だ。危機にさらされている国だ」、これはジョージ・ウォーカー・ブッシュ大統領の言葉です。

「60%の食料を外国に頼っているということは、外国に生命線を握られているということです。国としては独立してはいますが、食べ物に関しては従属国家でしかない」、これは農学博士の小泉武夫先生のお言葉です。

元農林水産事務次官の末松広行さんが書かれた「日本の食料安全保障」という本を読みましたが、イギリスも1966年にはカロリーベースで45%の自給率しかなかったそうですが、1996年には79%まで上げ、2019年には70%ということで、何とか維持しているということでした。このことは、イギリスではパンが主食というスタイルが変わっていないことが大きいというふうに、末松先生は分析されてました。

我が国の場合、日本人1人が1年間に食べる米の消費量が、1962年、1人当たり118.3キログラム、これが現在は50キログラム程度だそうです。半分を割っているそうです。そのことによって、ほかのものから多くカロリーを摂取するようになって、自給できる米の消費が減り、その他のものは国内生産ができないということで、自給率が低下しているのではないかと書かれていました。

私も実は毎朝パンを食べていまして、今朝もこの質問をするから御飯を食べてこなくちゃと思ったんですけれども、妻がパンを置いていっ

て、賞味期限を見たら、これはちょっと腐らせるので、今朝はパンを食べてきました。知り合いにもパン屋さんがいらっちゃって、この問題は どうしていくのが一番いいのかなと考えたところ、ここに書かれてあったのが、炊いて食べる御飯以外の需要を増やすと。

どういうことかという、パック御飯です。パックですぐに食べられる御飯であったりとか、米を粒ではなくて粉として食べる米粉、こういう方法を増やしていくべきじゃないかと書かれてました。

御承知の方も多いと思うんですけど、新潟県は微細製粉技術というのを開発して、県内の自治体で新潟製粉株式会社をつくって、パンやパスタで米の消費拡大をしているということでした。

もう一つ、知事のほうにお伺いします。

私たち人や動物、植物にとって、水は大切な命の源であります。その大切な守るべき水源を含む森林が、北海道をはじめ日本全国で外国資本に売買されているとの話を耳にしてきました。

先日も地元テレビ局でこの問題が取り上げられていたのを見ましたが、いよいよ他県の問題ではないということを改めて認識しました。

都城市安久町の山林約700ヘクタールが海外資本に買収され、農林水産省が発表している他県の報告面積とも桁違いの大きさだと報じられていました。

先ほどの海外企業は届出をせずに、後に県からの接触で書類を提出され、森林の取得・管理のみが記載されていたということで、この件につきましても、山下博三議員が再三、問題視され、議会でもただされていることと思います。

そして宮崎県議会でも、10年以上も前から特

別委員会を設置して、国への意見書を提出したり、宮崎県水源地域保全条例を制定されたということを知りまして、心から敬意を表します。

我が国の法律では、海外資本の土地の売買を規制することはできないのですが、県民の命の源である水源地域を県は今後どのようにして守っていくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県が誇る豊かな森林は、先人がたゆまぬ努力によって守り育ててきたものであります。木材供給はもとより、二酸化炭素を吸収・固定し、災害や洪水から私たちの生命や財産を守るとともに、水資源を確保するという大切な役割を果たしているところであります。

御指摘のとおり、現行の法令下では、森林の土地売買そのものを規制することは難しいため、県では、森林法や国土利用計画法による土地の取引に係る事後の届出制度に加え、先ほど紹介いただきました、平成26年に制定しました宮崎県水源地域保全条例によりまして、事前の届出を義務づけ、所有者に対し、森林の適正な管理に係る指導・助言を行っているところであります。

県としましては、引き続き、豊かな水源が将来にわたって確保されるよう、法令に基づく届出の周知徹底と、適正な指導・助言に努めるとともに、伐採後の速やかな再生林など、適切な森林整備にしっかり取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 国が法律を定めて、我々の大切な財産を守っていくべきなんではしょうけれども、日本は160を超える国とGATS(サービスの貿易に関する一般協定)があつて、30近い条約を改正しないとこれができないということを知りました。

しかし、アメリカ、ニュージーランド、オー



オーストラリア、スイス、韓国は規制しておりますし、ましてや中国とかインドネシア、フィリピンは、外国人の土地所有を認めておりません。

私有林を市町村が代わって管理する森林経営管理制度も活用して、大切な我々の水源となる山林が、適切に所有、管理されることを願っております。

続きまして、本県農業の担い手の現状につきまして、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 2020年の農林業センサスによりますと、令和2年2月1日時点で、本県の総農家戸数は3万940戸で、5年前の平成27年と比較して7,488戸減少、また、ふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者数は3万1,570人で、同じく5年前と比較して1万112人減少しております。

また、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は61.9%で、5年前と比較して4ポイント上昇しており、担い手の高齢化が進行しております。

**○齊藤了介議員** 本県には、農業を学べる県立高校は何校あって、何名の高校生たちが学んでいるのか。そして、定数割れは起こしていないのか。あわせて、これらの高校を昨年度卒業した生徒のうち、就農や農業・食品関連産業に就職した生徒の数はどのくらいいるのか、県内と県外の割合についても、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県で農業を学ぶことのできる県立高校は8校ありまして、令和5年5月1日現在の生徒総数は1,610名であります。定員を満たしている学校や学科もありますが、充足率は約75%となっております。

議員の御質問にありました農業に関連する進路につきましては、令和4年度卒業生578名のう

ち、就職は137名で、うち農業法人による雇用を含めた就農は20名となっております。

農業関連の大学や専修学校等への進学は113名となっております、合計しますと、約43%の生徒が農業関連への就職、または進学をしております。

このうち、就農も含めた就職では、県内が77%、県外が23%、進学では、県内が76%、県外が24%となっております。

**○齊藤了介議員** 本県は県立農業大学校を持っているんですけども、ここを卒業した学生のうち、就農や農業・食品関連産業に就職した学生の数はどのくらいいるのか、また県内と県外の割合、あわせて、卒業後、4年制の農業系大学に3年次編入された学生の数を農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校の令和4年度卒業生51名のうち、就農が21名、JAや食品加工会社など関連産業への就職が23名、合計44名が就業しており、そのうち、89%が県内、残り11%が県外となっております。

また、令和4年度卒業生に農業系大学へ編入した学生はおりませんが、大学への編入が認められた平成22年度以降、宮崎大学農学部などへ5名が編入しております。

**○齊藤了介議員** 県立農業大学校では、2年後期に海外農業研修があるようですが、どこの国に行って、そしてどのようなことを研修するのか、お伺いいたします。

また、本校卒業時に宮崎県農業士と専門士の称号が授与されるようですが、どのようなものなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校の海外農業研修につきましては、グローバル

な視点を備えた人材を育成するため、最近では、令和元年度にニュージーランドで、農業体験や農場視察などの研修を実施しております。

なお、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内研修に振り替えております。

次に、称号についてですが、宮崎県農業士は、農業に必要な専門知識や技術などを習得したことを証するものとして、本県が独自に授与しているものです。

また、専門士は、平成22年度に県立農業大学校が文部科学大臣の認めた専門学校となったことを受け、新たに授与が可能となったもので、4年制大学への編入資格となるものです。

**○齊藤了介議員** 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画によりますと、農業戸数や基幹的農業従事者の数の減少や高齢化が進んでいるものの、組織単位で経営を行う農業法人は増加していると記載がありました。

農業法人は、新規就農者の受入れ組織として大きな役割を果たしているようですが、本県で農業法人が増加している状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 農業法人は、担い手の減少や高齢化が進む中、産地の維持や雇用の受皿など、大変重要な役割を担っています。

このような中、県内の農業法人数は、令和5年1月1日現在で910法人と、5年前と比べ17%増加しており、売上高1億円以上の法人が全体の4割を占め、県内で1万人以上の雇用を生み出しております。

これは、規模拡大や経営の多角化等に伴い、家族経営からの法人化や他産業からの参入等により、法人数が増加傾向にあるためです。

法人経営は、高度かつ多岐にわたる経営管理

能力が求められることから、県としましては、引き続き、相談内容に応じた専門家の派遣など、農業法人の育成や支援に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 7月下旬に、宮崎再生対策特別委員会で、都城農業協同組合の方と意見交換する大変貴重な経験をしました。

その場では、子牛価格が下がっていることや、酪農家の経営実態、飼料や肥料、燃料の高騰について、現場に関する話をお聞きしたのですが、飼料や肥料も海外に依存している我が国農業の現実を改めて認識しました。

その中で、農業に必要な飼料や肥料の生産を地元で調達するための体制づくりについて御意見があったのですが、今後どのようにして飼料や肥料の海外依存度を下げていくお考えか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 近年、海外から輸入される飼料や肥料の原料価格の高騰が常態化する中、原料の海外依存度を低減させることは、農家経営の安定を図るためにも大変重要であると認識しております。

このため県では、畜産農家と耕種農家の連携強化を進めており、具体的には、配合飼料の代替となる飼料用米の生産・利用の拡大や、稲わらと堆肥の循環システムの確立に向けた取組に対し支援を行っております。

また、化学肥料の使用を低減するため、県産の豚ふん堆肥を原料とした低コスト肥料生産の取組にも支援しているところです。

今後とも、地域資源を持続可能な形で活用し、県産飼料・肥料の生産や利用のさらなる拡大に努め、海外依存度の低減を図ってまいります。

**○齊藤了介議員** 平成13年に設立されました

「みやぎきの食と農を考える県民会議」の取組を知りまして、その内容のすばらしさに感銘を受けました。

活動の一つに、小学生向けの「味覚の授業」があり、五味五感を学ぶ体験型の食育授業です。食について学ぶことは、人が生きていく上でとても大切なことであり、農業県である宮崎県の発展につながる、とても重要な事業と評価しております。

宮崎の子供たちは、必ず一度は受講してほしい授業であり、運営団体と県の努力によりまして、毎年開催校数を伸ばしているようですが、一方では、年々活動量が増えていくことで、人手不足など御苦労されている現実がございます。また、県内全ての小学校で実施されるためにも、教育委員会の協力は不可欠であると考えます。

今後この重要な事業を継続させてほしいと願っておりますが、「味覚の授業」の課題と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 「味覚の授業」につきましては、子供の味覚を発達させる点で大変重要な取組であり、本県では、「食と農を考える県民会議」と一体となって、平成27年度より取り組んでいるところです。

その結果、昨年度、全国トップレベルとなる71の小学校で実施し、3,180名の子供たちが参加していますが、一方で、サポートしていただく人材の確保が課題となってきております。

このため県民会議では、この活動を広く周知するとともに、地域で食育活動を行う栄養教諭や栄養士など様々な方々に「味覚の授業」の運営に協力をいただいているところです。

今後とも、市町村や教育委員会等との連携を

強化しながら人材確保に努め、できるだけ多くの子供たちがこの授業に参加できるよう取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 先ほどお話ししました県民会議だよりの最後のところに、本当に今の日本の農業を解決する大事な心が、精神が書かれていましたので、ちょっと御紹介させてください。

「いただきます」からはじめよう宣言

最近、あなたは「いただきます」を言いましたか？

子どもたちには教えているけれど、あなたは今日「いただきます」と手を合わせましたか？

この言葉が、暮らしの中から少し遠くなりました。

それと同時に、私たちの食生活から「本当の豊かさ」が消えていきました。

畑が工場になり、農産物が商品になり、食卓から季節と家族団らんの会話が消え、子どもたちは、野菜の本当の色も、香りも、手触りも覚えていません。

食べ物が遠くの見知らぬところから運ばれるようになってから、生産者の汗や土のにおいも食卓に届くことはなくなりました。

すべての野菜や畜産物は、自然から生まれた「いのちの恵み」です。

生産者も、消費者もこの「いのちの恵み」を食べて生きています。生かされています。

このことが、「食」と「農」の原点であることを、私たちはもう一度自分たちの「自然な感覚」として取り戻す必要があると思いませんか。

でもそれは難しいことではありません。当たり前のことをやればいいのです。

身近にあるものをおいしくいただく。身近

にある食材を生かした料理を選ぶ。

畑の土に触れ、遊び、語り合い、そして食事の時には生産者も消費者も「いのちの恵み」にそっと手を合わせ、感謝の心を伝えればいいのです。

それが「いただきます」。私たちのこれからの食生活を豊かにする言葉です。

私たち宮崎県民は、この「いただきます」という言葉で食卓を満たし、私たちの食生活を豊かにする運動を今日から始めます。

ということで、本当に素晴らしい内容に私は感銘を受けました。私もこのことを県民の一人として周りの人に伝えていきたいと思います。

最後、教育についてお伺いします。

私は、政治が最も力を注がなくてはならないテーマは教育であると考え、これまでも議員活動を行ってきました。

子供の頃、小学校で教わった「日本は石油のようなエネルギー資源を持たない国であり、国民こそが大切な資源である」との考えは、今でも強く心に残っております。

県議会議員として、本県教育の向上に向かって仕事をしていく上で基本的なことをお伺いしますが、県の教育委員会並びに26市町村教育委員会の関係性とそれぞれの役割について、教育長にお尋ねします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 法におきましては、県教育委員会は、市町村教育委員会に対しまして、必要な指導、助言等を行うことで、教育行政サービスの向上を図ることとされております。

また、県の教育振興基本計画等を策定し、それらに基づき、県全体の教育施策を推進することが求められております。

市町村におきましては、こうした県の方針等

を踏まえつつ、地域の実情に応じた特色ある施策に主体的に取り組むことが求められております。

今後、各市町村の自主性を尊重しつつ、互いに連携しながら、県全域でよりよい教育の推進に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** 今の教育長の御答弁の中で、必要な指導、それから助言等を行うという表現があって、また県と市町村の関係ともつながってくるんですけれども、私がちょっと危惧しているのが、あまりにも市町村の自主性を重んじることによって、全体の調和が、もしくは全体が向かうべき方向がぶれるんじゃないかなという懸念がありまして、もう一度確認したいのが、県の教育委員会は市町村の教育委員会を統治できる、よくコーポレートガバナンスという言葉があるんですけれども、そういう捉え方いいのかお尋ねします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 今申し上げましたように、県の教育委員会は、市町村教育委員会に対しまして、必要な指導、助言、もしくは援助を行うこととなっております、統治はそこには含まれておりません。

今後、市町村教育委員会とは互いに連携しながら、本県教育の推進に取り組んでいくつもりでございます。

**○齊藤了介議員** それでは、本県の教育を向上させていくために、県の教育長と市町村の教育長とが現場にある課題の解決に向けて議論していくことは重要であると考えますが、そのような場はあるのか、その詳細について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 教育現場の諸課題の解決に向け、県教育委員会と市町村教育委員会とが連携を密にすることは大変重要であると

考えております。

このため、例年、市町村教育委員会連合会と2度にわたり直接意見交換を行ったり、翌年度の事業に関して、市町村教育長と情報の共有を図るなどしております。

そのほかにも、教育次長が全市町村の教育長を訪問し、教育課題について議論するなど、連携を深めているところであります。

また、今年7月には、私自身、市町村教育長の代表者の方々と直接、喫緊の課題である部活動の地域移行や不登校対策について意見交換をしたところであります。

今後も、市町村教育委員会とさらなる連携を図りながら、教育現場の課題解決に取り組んでまいります。

**○齊藤了介議員** ぜひよろしく願いいたします。

本県教育の向上に最も重要なのが教職員であります。教職員の成り手が減ってきているとの話を聞きますが、教職員の採用についてお伺いいたします。

私は、教員に必要なものは、教育に対する強い信念と、そして子供に対する深い愛情と情熱だと考えております。そのような教員を採用するために、どのような工夫を行っているのか。また、採用後の教員の質の向上に向けて、どのようなことに取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 今年度の教員採用選考試験では、1次試験におきまして、関係法令や専門性等を問う筆記試験を実施いたしました。

また、2次試験におきましては、指導力や使命感、社会性等を評価する模擬授業と個人面接に加え、コミュニケーション力や人間性等を多

面的に評価するグループワークを実施しております。

これらを通して、人間的魅力にあふれた教員の採用を目指しております。

採用後につきましては、経験年数などに応じた研修や、教員同士で学び合うメンター制度を実施するとともに、今年度からは、新たな研修制度の下、教員の主体性と管理職との対話を重視しながら、資質能力の一層の向上を図っております。

**○齊藤了介議員** 我が国の仕事の中で、先ほど話しました国民の命をつくる農業の担い手が減っていること、そして国民を立派な人間に育てていく教師の成り手が減っていること、このことは、国家としても本当に重大な危機だと思っています。日本の始まりであります神武天皇御生誕の宮崎県こそが、この危機から脱するために、県民が一丸となって、日本全体に対して、こういった危機を救う県になるべきだと私は思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、6月議会で可決されました新規事業の「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」は、本県高校生の留学を促進し、グローバル人材の育成を目的とした、すばらしい事業であると評価しています。

私は、世界における日本人の役割は、和の精神をもって、弱肉強食型の世界から共存共栄型の世界に変えていくことだと考えております。

そのことを実現するために、各分野において世界と渡り合えるスキルを持った若者を育てていくことが重要であり、世界の情勢を知り、語学力のある若者を育てていくための、よいきっかけになる事業ではないかと期待しております。

先ほどの農業の問題にもつながりますが、本県農業の未来への種まきとして、本事業と同様に、世界の農業先進国に本県で農業を学ぶ高校生を留学させるお考えはないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） G7宮崎農業大臣会合における「高校生の提言」プロジェクトでは、本県の高校生が、現在学んでいる学科を超えて、農業の未来について直接語り合い、互いに理解し合い、提言に反映する、頼もしい姿がありました。

その成果を生かすべく、今年度取り組んでいます「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」では、地域や県内企業を支援、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指して、事業の推進に鋭意取り組んでいるところであります。

農業先進国への留学につきましては、受入れ等の条件が現在は十分に整っていないことから、現時点では、情報を収集している段階にありますが、その意義は大変大きいと考えております。

○齊藤了介議員 最後の質問になります。

知事はアメリカの大学に留学された御経験もお持ちのようではありますが、そのときの御経験ですとか、3人の父親として子育てをされ——そして最近、お孫さんも御誕生されたと聞きましたけれども、知事の教育に対するお考えをお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 教育というものは、大きく捉えると、悠久のときを経て培われた人類の英知を、その存亡をかけて次の世代へと託す営みであろうかと考えております。

また、私たち一人一人にとりましては、多様な個性や能力を輝かせ、人生を豊かにすると

もに、あらゆる世界の知見を得る鍵と、そして未来を切り開く力を与えると、そういう重要な役割を果たしていると考えております。

自分自身が受けてきた教育、そしてアメリカで学んだ留学の経験、さらには3人の子供たちを育てた、そういった経験から、そのような教育の力というものを感じるところでありますし、年を取れば取るほど、また知事として年数を経れば経るほど、教育の大切さ、人づくりの大切さということを痛感しております。

私は危機管理について語るときに、長岡藩の教えである「常在戦場」を参考に、常在危機の意識を徹底していこうということをお呼びかけしておりますが、長岡藩には米百俵の故事がございます。窮乏する長岡藩に支援策として届けられた米百俵、これを食べてしまうとそれで終わりですが、それを教育に充てることによって、明日の1万俵、100万俵になると。

教育の大切さを語るに、これほどそれを的確に表している故事はないなと思います。今、我々が我慢してでも、教育という将来、未来への投資に充てることによって未来を切り開いていこうとする、すばらしい姿勢だと考えておりますし、先ほど議論があった森林・林業を支える、これは木を植える営みにも相通ずるものがあるのではないかなということを感じております。

そのような思いがあったかどうかは分かりませんが、若山牧水が子の成長を若竹に例えた歌があります。

「若竹の伸びゆくごとく子ども等よ真直ぐにのばせ身をたましひを」

これはすばらしい歌だなと思いますし、それを支えるような教育でなければならないということも感じておるところであります。

私は、就任しましてから毎年、小中学校や特別支援学校を訪れて、私自身が授業を行う「知事の白熱教室」というものを行っております。いつも子供たちのはつらつとした姿や笑顔に元気づけられておまして、改めて子供が地域の宝、社会の希望であるということを感じております。

希望ある未来の世界や日本、そして宮崎県を築いていくための最大の財産は「人」であると、そのような認識の下に、これからも「人づくり」に力を入れてまいります。

**○齊藤了介議員** 今、知事から大変ありがたいお言葉をいただいて、私が政治家として活動していく上で、すごく刺激を受けた詩があるんです。それを最後に皆様に御披露して終わりたいと思います。

坂村真民先生の「あとからくる者のために」という詩です。

あとからくる者のために  
田畑を耕し  
種を用意しておくのだ  
山を川を海を  
きれいにしておくのだ  
ああ  
あとからくる者のために  
苦勞をし我慢をし  
みなそれぞれの力を傾けるのだ  
あとからあとから続いてくる  
あの可愛い者たちのために  
みなそれぞれ自分にできる  
何かをしてゆくのだ

こういう宮崎県づくりに、私も39名の1人として、38名の方たちに追いつけるように、これからも頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます

ました。(拍手)

**○日高博之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時0分再開

**○濱砂 守議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

**○山下 寿議員**〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。

皆様から多大なる御声援をいただき、2期目の当選をさせていただきまして、最初の一般質問であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、世界を混沌の渦に陥れた新型コロナウイルス感染症も、令和5年5月以降、感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に移行されたことを受け、やっと普通の生活を取り戻してまいりました。でも、新型コロナウイルスがなくなったわけではありません。県民の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策に留意してお過ごしいただきたいと思います。

一方、河野知事におかれましては、さきの県知事選挙で再選を果たされ、4期目の県政運営をスタートされたことは、大変喜ばしいことでもあります。

河野知事の4期目にかかる思いは、昨年末、県知事選挙の翌日に、宮日新聞のインタビューで思いの全てを語られております。皆さん、宮日新聞のYouTubeチャンネル「4選の河野知事に聞く」を御覧になってください。河野知事の思いがたくさん詰まっていますから、ぜひ

見ていただきたいと思います。

そのとき、河野知事がお話しになった中で印象に残ったところがありますので、御紹介したいと思います。

4期目にかける思いを聞かれた知事は、「宮崎により深く根ざし、政治家として一皮も二皮もむけなければならない。今までのようにしっかり仕事をして成果を出す。そしてそれを県民の皆さんへ伝える発信力を磨いていくんだ。それともう一つ、県職員との緊張感が重要だ。私が継続したことで、「このままでいいんだ」という感覚が、改革・チャレンジの機運を薄めさせてはいけない。政治家として緊張感を持ってもらう接し方が必要であると思っている。「与えられた4期目は、今までとは違う知事、政治家としての力を発揮しなければいけない。4期目だからこそ経験を生かしてできることがある」と語られております。

全国知事会でも、地方税財政常任委員会委員長などの要職を務められるなど、私たちが河野知事の御活躍を大変期待しているところであります。引き続き、よろしく願いいたします。

県議会は今年度、3つの特別委員会を設置し、たくさんの課題に向き合っております。

私もその中で、コロナ禍、物価高・原油高からの宮崎再生に関する所要の調査活動を行うことを目的とした宮崎再生対策特別委員会に所属し、県内各地を回らせていただき、県民の皆様方から貴重な御意見を伺っております。

先日、その宮崎再生対策特別委員会の県北調査で、とある機関の役員の方のお話をお聞きする機会がありました。その中で、いわゆるゼロゼロ融資の返済が始まるため、経営が非常に厳しいというお話がありました。

このゼロゼロ融資というのは、新型コロナウ

イルス感染症の影響で、売上げが減少した事業者に対して無利子・無担保で融資する制度であります。

そこで、改めて商工観光労働部長にお尋ねします。コロナ対策の一環として行われたゼロゼロ融資の県内の融資総額についてお伺いします。

以上で壇上の質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

#### ○商工観光労働部長(丸山裕太郎君)〔登壇〕

お答えします。ゼロゼロ融資についてであります。

県では、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援といたしまして、原則無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資を実施したところであります。

お尋ねの融資実績ですが、本県独自の県コロナ関連貸付けが3,030件、約579億円、全国統一要件の国コロナ関連貸付けが9,681件、約1,232億円となっており、これらを合わせた融資総額は、1万2,711件、約1,811億円となっております。〔降壇〕

○山下 寿議員 新型コロナウイルスが、感染症法上、5類感染症になったことは先ほど申し上げました。そのため、私たちの行動様は大きく変化して、気分的にもかなり楽になったと思いますが、事業者の体力は、ゼロゼロ融資を返済できるまで回復していないようです。

先ほどの役員の方のお話では、コロナ禍前の6～7割までしか回復していないところに、燃料高騰と急激な物価上昇が、回復の足を引っ張っているそうです。

燃料高騰と物価上昇の価格転嫁をこれから消費者の皆さんに説明して、御理解をいただかなければならないところに融資の返済が始まって



しまう。本当に厳しいとのことでした。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。先ほどの宮崎県におけるゼロゼロ融資の総額は1,811億円との御報告がございました。現在までのゼロゼロ融資の返済状況についてお伺いします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 本県における7月末時点でのゼロゼロ融資の残高は、1万868件、約1,177億円となっております。このうち約8割の事業者におきまして、元金返済が始まっております。

また、融資残高のある約1割の事業者において、返済困難な状況となっており、国や県の要請に基づき、金融機関や県信用保証協会において、据置期間の延長など、柔軟な対応をいただいているところであります。

**○山下 寿議員** 借りたお金は返す、ごく当たり前のことですが、今回こんなにも多くの事業者の方々が返済に苦慮されているのはどうしてでしょうか。それは、ゼロゼロ融資の制度が、新型コロナウイルスによる影響が長期間になることを想定していなかったからではないでしょうか。つまり短期間で終息すると思って設計されていたからなのではないかと私は思うのであります。

想定を超えたコロナの影響。そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。このままでは、コロナ禍を一生懸命に生き抜いてこられた事業者の経営が危ない。ここで廃業してしまったら元の木阿弥になって、そもそも融資をした意味すらなくなってしまう。それだけは何としてでも防ぎたい。返済が困難となった事業者に対して、どのような対策を考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** ゼロゼ

ロ融資の返済本格化や物価高の中で、県内の中小企業者が事業を存続していくためには、経営状況を把握し、課題解決に向けた取組が大変重要であります。

このため県では、これまでの資金繰り支援に加え、金融機関等で構成する中小企業支援ネットワークの取組といたしまして、定期的に事業者の経営状況のモニタリングを行い、必要に応じて関係機関がアドバイスを実施する取組を継続しております。

また、支援ネットワーク関係者を対象とした研修の充実や、専門家による伴走支援体制の強化を図るとともに、販路開拓の支援といたしまして、県外のバイヤーを招聘した協働商談会を実施しております。

今後も関係機関と連携し、事業者の経営支援にしっかりと取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 本当に百年に一度のことでございますから、どうぞ手厚くよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、マイナンバー制度についてお伺いします。

マイナンバー制度が始まってから耳にすることが少なくなった住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネット、その住基ネットにも住基カードというものがあったのですが、皆さん、どんなカードか、どんな機能が備わっていたか覚えていらっしゃいますか。私はほとんど覚えていません。

では、今多くの方が保有されているマイナンバーカードには、どんな機能があるのでしょうか。マイナンバーカードを取得すると、本人確認書類として利用することができたり、健康保険証として利用できるそうです。

そんなマイナンバーなんですが、現在いろん

な問題が生起しているのは皆さん御存じのとおりであります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。マイナンバー制度の当初の設立目的についてお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現することを目的としております。

具体的には、国民の利便性向上として、行政機関への申請において、課税証明といった添付書類が削減されるなど手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

また、行政の効率化として、国や地方自治体との情報連携が進むことで、情報の照合・転記等に要する時間・労力が大幅に削減されるとともに、手続が正確でスムーズになります。

さらに、公平・公正な社会の実現として、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止などが可能になります。

**○山下 寿議員** 現在マイナンバーカードに関するトラブルは、次のようなものがあります。

マイナ保険証に他人の情報が登録されていた、コンビニで他人の証明書が発行された、登録抹消の印鑑証明書が発行された、住所変更未反映の証明書が発行された、公金受取口座が別人のマイナンバーに登録されていた、マイナポイントが他人に付与されていた、などとなっております。

2023年8月末時点で、マイナンバーカードの地域別保有率全国1位の宮崎県においても、マイナンバーカードに関するミスが確認されました。

そこで、知事にお伺いします。全国でもマイ

ナンバーカードに関するトラブルが報告されている中、宮崎県でもミスが確認されたことを受け、今後どのような対応をされるのかお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今年7月に公表しました、療育手帳情報とマイナンバーとのひもづけ誤りにつきましては、事務処理を手作業で行う中で、組織的なチェック体制が不十分であったことが主な原因でありまして、反省すべき点が多々あったものと、重く受け止めているところであります。

療育手帳につきましては、今年度、構築しております管理システムの活用によりまして、的確な事務処理体制を確立することとしております。

また、あわせて、その他のマイナンバーとのひもづけが必要な業務につきましても、制度を所管する国の方針も踏まえながら、改めて作業マニュアルを整備するなど、再発防止対策を徹底してまいります。

マイナンバー制度は、住民の利便性向上と行政手続の効率化の両立を図り、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤でありますので、現在、国が進めておりますマイナンバーの総点検にもしっかりと対応し、県民の皆様の信頼を回復するとともに、引き続き、市町村とも連携しながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

**○山下 寿議員** ここまでトラブルが続出すると、制度自体のレジリエンス、いわゆる強靱性が心配になってしまいます。

マイナンバーカードには、被保険者情報や公金受取口座の口座番号など、個人情報がたくさん入っていると私は以前から、思っていました。周りにもそう思っている人が多くいます。

だからマイナンバーカードが怖いと。

もしマイナンバーカードが盗まれたり、落としてしまって、よからぬことを考えている人たちの手に渡ってしまったら、私の個人情報が悪用されてしまうのではないかと心配になってしまいます。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。ハッカー集団などから私たちの大切な個人情報を守るためのセキュリティー対策はどうなっているのかお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** マイナンバーカードに記録されている情報については、住所、氏名などに限定され、税や年金等のプライバシー性の高い情報は入っておらず、不正に情報を読み出そうとした場合は、ICチップが自動で壊れる仕組みとなっております。

また、マイナンバーにひもづけられた情報は、漏えいのリスクを考慮し、一元的に管理せず、それぞれの情報を所管する機関ごとに管理されているほか、インターネットから切り離された専用ネットワーク内で利用されております。

さらに、定められた行政手続以外での不正利用については、厳重な罰則があります。

このように、マイナンバー制度には、丁寧なセキュリティー対策が講じられておりますので、県としましても、制度の安全性について、しっかりと周知を図ってまいります。

**○山下 寿議員** 次は、南海トラフ地震への取組についてお伺いします。

西暦1923年、大正12年の9月1日、東京、神奈川を中心とする南関東で、マグニチュード7.9と推定される大地震が発生し、約340万人が被災し、約10万5,000人が死亡あるいは行方不明になったとされる関東大震災が発生しました。

あれからちょうど100年、阪神・淡路大震災から28年、東日本大震災から12年の時を経ても、忘れてはいけないものがあります。そして近年、声高に叫ばれている危機が、南海トラフ地震の発生の可能性であります。

地震の専門家で構成される南海トラフ地震に係る評価検討会は、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が発生する確率は、70%から80%であると評価しています。いつ起きても不思議でない南海トラフ地震、令和2年3月、県が策定した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」では、最大クラスの津波を引き起こす南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害をもたらすと想定されています。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。南海トラフ巨大地震により想定される甚大な被害とは、どのような被害なのかお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 議員の御質問にありました、令和2年3月に県が公表いたしました南海トラフ巨大地震の被害想定では、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ内全体で、マグニチュード9クラスの地震が発生した場合、県内では、宮崎市や日南市、川南町など6市7町で最大震度7の極めて強い揺れに襲われ、沿岸市町への津波の到達時間は最短で14分、高さは最大で17メートルとされております。

これにより、県全体で約1万4,360ヘクタールが浸水し、死者約1万5,000人、負傷者約2万人、建物の全壊約8万棟のほか、停電約59万1,000軒など、県内全域にわたり大きな被害が出るのが想定されております。

**○山下 寿議員** これは大変な被害が想定され

ています。政治の仕事は被災する人たちを1人でも減らすこと、そのためには、効果的な防災訓練の実施が必要であります。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。県の防災訓練の実施状況についてお伺いします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県では、様々な災害を想定した図上訓練に加えまして、毎年、大規模災害を想定した実動型の総合防災訓練を行っており、今年度は11月に高鍋町をメイン会場として、南海トラフ巨大地震の発生を想定した訓練を行うこととしております。

この訓練では、関係機関による道路上の瓦礫除去や、救助・消火活動などの訓練に加え、避難タワー等を活用した避難や避難所開設、炊き出し、広域避難者受入れなど、住民参加型の様々な訓練を行うこととしております。

このほか、11月の「津波防災の日」に合わせた県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」を実施することとしておりますが、例年多くの団体がこれに合わせた避難訓練を行っており、昨年度は約6万3,000人が参加したところであります。

**○山下 寿議員** 人はパニック状態になると、あり得ない行動を取りますから、適切かつ確実に県民を安全な場所に誘導できるよう、引き続き効果的な訓練の実施をお願いいたします。

次に、防災への備えについて質問します。

災害発生時など、被災地に送るための救援物資を備蓄する倉庫を、高鍋町にある県立農業大学の敷地内に建設予定だと聞いています。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。災害支援物資拠点施設整備の進捗状況についてお尋ねします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 議員お尋ねの災害支援物資拠点施設は、南海トラフ地震な

どの大規模災害に備え、平時は県の備蓄物資を集約して保管する備蓄拠点として、また、災害時には国からのプッシュ型による支援に円滑に対応できる広域輸送拠点の2つの機能を有する施設として、来年度までに整備するものであります。

今年度は、測量と設計・建物施工の業者選定、地質調査を行うこととしておりますが、測量につきましては先月までに完了しており、現在、設計及び建物の施工について、公募型プロポーザル方式により、受注業者の選定を行っているところであります。

さらに今後、年度末までに地質調査を行うこととしております。

**○山下 寿議員** 県立農業大学校は高鍋町にありますから、トラックなどを活用して速やかに被災地に物資を届けるためには、最寄りの高鍋インターチェンジを利用するのが自然な流れになると思われま

す。県の津波浸水想定によれば、高鍋インターチェンジは津波浸水区域から外れていますが、これはシミュレーションの結果であり、想定外が起こらないとも限りません。

南海トラフ巨大地震により想定される津波の高さが、高鍋町で最大11メートルであるのに対して、東児湯消防組合消防本部のある高鍋インターチェンジ入り口付近の標高は10.3メートルであるという実情を鑑みると、高鍋インターチェンジは津波の影響により使えなくなると想定して準備するほうが、危機管理上、極めて合理的な判断ではないでしょうか。

では、その合理性を具現化する方策として考えられるのが、川南パーキングエリアを活用する案であります。

川南パーキングエリアは標高が高く、津波の

影響を受ける可能性はほぼないため、川南パーキングエリアにスマートインターチェンジを整備することにより、より速やかに、より確実に救援物資を被災地に送ることが可能となると思われます。

そこで、知事にお尋ねします。川南パーキングエリアにスマートインターチェンジを整備することについて、知事のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ地震等の大規模災害に備えるために、高速道路をはじめとする道路ネットワークの強化は喫緊の課題でありまして、高速道路へのアクセス性向上を図る上で、スマートインターチェンジの整備も有効な手段の一つであると認識しております。

議員お尋ねの川南パーキングエリアは、私も度々立ち寄りますが、多くの人でにぎわっているなど、親しまれているなど感じております。

ここは高台にありますことから、津波や洪水に対する安全性を有しておりまして、こうした防災上の観点からは、整備に適した場所ではないかと感じております。

一方で、スマートインターチェンジの整備につきましては、最終的には国が判断するものになりますが、まずは地元自治体を中心となって、広域的な視点から、国や西日本高速道路株式会社等とともに、将来の交通の流れや産業への効果等を踏まえたインターチェンジの必要性について、総合的に検討していく必要があります。

このため、県としましては、地元の御意見を伺いながら、必要な支援を行ってまいります。

**○山下 寿議員** 私も地元自治体といろいろと話しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、令和5年8月30日、佐賀県唐津市の農場で、豚熱に罹患した豚が確認されました。これを受けて、宮崎県では、速やかに県内の防疫体制を強化し、養豚農家さんと緊密な情報共有を行い、必要な処置を行っており、今のところ、宮崎県内での豚熱の発生は確認されていません。

やはり私たち宮崎県は、このような家畜伝染病には苦い記憶があります。13年前の口蹄疫と鳥インフルエンザ、そのとき感じた感染拡大を局限するための教訓を一つ紹介すると、その疑いも含めて、家畜伝染病が発生した場合、初動と封じ込めが一番大切であります。

とにかく防疫体制を確立して、防疫措置を完了させる。その中で何が一番大変かということ、殺処分なのです。現場では1人でも多くの人手が必要になります。その作業に慣れた人が1人でも多くいると、作業効率も格段に向上し、迅速な防疫措置につながります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。豚熱が他県で発生した場合の協力体制についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 養豚農場で豚熱等が発生した県において、速やかな防疫措置が困難と判断した場合は、他県の家畜防疫員の派遣を国へ要請し、国は、各都道府県と調整の上、必要な人数を発生県へ派遣することとなっております。

本県では、口蹄疫の際に全国から人的支援を受けた経緯を踏まえ、国から派遣要請があった場合は、積極的に対応することとしており、国内で豚熱が確認された平成30年度以降、中部地方や関東地方など6県に対し、延べ20名の家畜防疫員を派遣しております。

一方、今回の佐賀県での事例のように、九州

内で豚熱等が発生した場合は、九州各県との申合せにより、家畜防疫員の派遣は見合わせ、県内の養豚農場における発生防止対策に専念することとしております。

○山下 寿議員 令和5年9月5日、農林水産省は、宮崎県を含む九州7県をワクチン接種推奨地域に設定しました。

その通知を受けた県は、接種プログラムを農林水産省に提出し、提出したプログラムの宮崎県豚熱ワクチン接種実施要領に規定している登録飼養衛生管理者の認定要件を満たすための研修会には、約500人もの申込みがあったそうです。

そのほかの要件を満たせば、いよいよ豚熱ワクチン接種が開始されると思われそうですが、準備は整っているのでしょうか。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。本県での豚熱ワクチン接種のための資材等の確保状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県内には、約350の養豚農場に約80万頭の豚が飼養されており、今回の初回接種は、生後間もない子豚などを除く全ての豚が対象となり、そのワクチン接種を迅速に行うためには、ワクチンに加え、注射器等の資材について、必要な量を確保することが重要となります。

ワクチンにつきましては、国が全国の需給調整を行っていただいたことで、初回接種の開始に必要な頭数分のワクチンを、9月下旬までに確保できることとなりました。

また、注射器等の資材につきましては、県において取扱業者と調整を行ったところ、9月下旬までに一定量を確保できる見込みとなっております。

○山下 寿議員 続けて、農政水産部長にお尋

ねします。豚熱ワクチン接種についての今後の取組についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、ワクチン接種の打ち手を確保するため、農場の管理者等を対象とした研修会を9月から10月まで実施を予定しておりますが、前倒しでの受講を呼びかけたところ、9月末までに約500名が受講する見込みとなっております。

また、9月12日には、本県のワクチン接種プログラムが国の承認を受けましたので、家畜伝染病予防法に基づき、県内全域の豚やイノシシの所有者に対し、ワクチン接種命令を近日中に行う予定であります。

これら体制整備や手続等に加え、必要な資材等の確保を並行して行いながら、豚の流通上のつながりが特に強い熊本県や鹿児島県とも緊密に連携し、9月下旬には県内の農場で初回接種を開始できるよう、準備を進めているところであります。

○山下 寿議員 今後、九州各県で豚熱ワクチンの接種が開始されることになると思われますが、流通には影響しないのでしょうか。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。九州での豚熱ワクチン接種が種豚や精液などの流通に与える影響についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 国が定めた豚熱の防疫指針によって、豚熱ワクチンを接種した農場からは、種豚や精液等を非接種区域に流通させることができないこととされております。

このため、今回、本県での豚熱ワクチンの接種により、県内で生産された種豚や精液等は、非接種区域である北海道へ流通させることができなくなります。

一方で、今後、本県を含めた九州各県が接種

区域となることから、九州内での種豚や精液等の流通については、これまでと変わりありません。

○山下 寿議員 我が国で豚熱が発生したため、日本から豚及びイノシシ並びにこれらに由来する製品に係る輸出検疫証明書の交付が一時停止されております。

基本的に、輸出相手国の受入れ再開の確認が取れたものから輸出が可能となります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。豚肉の輸出が停止された場合の養豚業者に与える影響についてお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 我が国からの豚肉の輸出が可能な国においては、豚熱の発生がなく、かつ豚熱ワクチンを接種していない都道府県で生産・処理された豚肉であること等の条件があり、今後、県内でのワクチン接種により、本県からの豚肉の輸出ができなくなります。

本県はこれまで、香港やシンガポールへの輸出拡大に取り組み、令和4年度は43トンを輸出しましたが、これは、県内の豚肉生産量の0.1%未満に相当します。

このことから、輸出停止による県内養豚業者への影響は限定的なものと考えておりますが、海外に5店舗ある宮崎ブランドポークの指定店や、海外に取引先を持つ法人経営においては、輸出停止の影響があるものと認識しております。

○山下 寿議員 養豚農家も飼料高騰で大変苦勞しておられますので、手厚い御支援をよろしくお願いいたします。

次に、「こども未来戦略方針」についてお伺いします。

政府は、令和3年12月、「こども政策の新た

な推進体制に関する基本方針」を策定し、それに基づく「こども家庭庁設置法」など、子供施策に関する法律が施行され、異次元の少子化対策を強力に推進する体制を強化しました。

その異次元の少子化対策の方向性を示すものの一つに、令和5年6月、「こども未来戦略方針」の策定が挙げられます。

その中で、3つの基本理念、1つ、「若い世代の所得を増やす」、2つ、「社会全体の構造・意識を変える」、3つ、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」が示されております。

ここまで手厚い子供に関する施策を私は今まで見たことがありません。政府は本気で少子化対策をやろうとしています。そのレベルが物すごく高く、それを実現するために相当な困難が予想されると考えられます。

そこで、知事にお伺いします。「こども未来戦略方針」に示された3つの基本理念の実現可能性についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今御紹介がありました3つの基本理念のうち、「若い世代の所得を増やす」、また「社会全体の構造・意識を変える」という2つの理念につきましては、賃上げ等による成長と分配の好循環をはじめ、男性育休の取得促進等によります、仕事と育児を両立できる環境づくりなど、経済界と一体となって取り組むことが不可欠でありまして、それらの実現に当たっては、企業・団体等に対する支援や働きかけが重要であると考えております。

また、3つ目の理念であります「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」につきましては、幼児教育・保育の充実や、母子に対する伴走型支援の強化といった国の具体的な施策と連動して、地域の実情に応じた施策も組み

合わせるなど、より効果を高める取組が必要と考えております。

国は2030年までが「日本のラストチャンス」と捉えまして、少子化対策と経済成長の実現に向けて、不転換の決意を示しているところであります。安定的な将来に向けての財源の確保、さらには、国民、また社会の構造なり意識を変えていく、しっかりとこうした取組を進め、本県としましても、国や市町村等と連携しながら取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 6月1日付、共同通信のインターネット記事で、「政府の「次元の異なる少子化対策」の素案に、子ども政策の予算規模を今後3年間は年「3兆円半ば」とし、「スウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する」と明記することが分かった」と報道されました。

スウェーデンは、1999年に出生率1.5で最低となった以降、様々な施策を通じて2010年に1.98へと出生率を回復した国であります。私たち日本人が少子化対策を学ぶ上で大変参考になる国の一つであることは間違いありません。

そんなスウェーデンが少子化対策を行ってきた施策が、今回、政府が「こども未来戦略方針」で示した3つの基本理念に相通ずるものがあるのではないかと考えております。

私は大変期待しておりますが、年に約3兆円の予算を確保するのは非常に大変なことと思っております。財政的に大丈夫なのか心配になってまいります。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。「こども未来戦略方針」の実施に当たっては、国、地方とも多額の予算を必要としますが、本県はどのように対応するのかお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 今回、子供・

子育て予算の倍増に向けた大枠が示されたところでありますが、安定的な財源の確保に向けた具体的方策については、まだ明確になっておりません。

一方、児童手当の拡充をはじめ、保育士等の職員配置基準の改善や、産前・産後ケアの充実など、子供・子育て世帯の支援拡充につながる施策が示される中、これらの実現に当たっては、県や市町村も相応の負担が生じるものと理解しております。

このため、国に対して、全国知事会等を通じて幅広い合意形成を進め、財源の安定確保に向けた道筋を早期に示されるとともに、地方の負担が増大しないよう強く要望しており、引き続き、国への働きかけを行ってまいります。

**○山下 寿議員** ここまで予算の規模が大きくなると、補助金や給付金の給付などがメインの施策のように思われがちですが、そうではありません。実は、基本理念は、子育て世帯への金銭的支援、あるいは制度的な優遇を施すことだけを求めているわけではありません。

基本理念の2つ目の「社会全体の構造・意識を変えること」は、具体的な例を挙げれば、育休制度などの改革がそれに当たると思います。

つまり、これまで一般的な認識として、女性が育休取得の対象であった会社などが多かったと思います。その対象が男性に広がったりする可能性があります。そうになると、少子化の影響で、ただでさえ働き手確保が難しくなっている中での男性社員の育休取得という状況が生起する可能性があるかと思われれます。

そこで、知事にお尋ねします。国が強化を進めている育児休業制度について、県内の企業への普及に向けてどのように取り組むのかお伺いいたします。



**○知事（河野俊嗣君）** 今年6月に国が決定した「こども未来戦略方針」におきましては、施策の一つとして、働き方改革の推進と、それを支える育児休業制度の強化が掲げられておきまして、その実現のために、男性の育児休業取得率の引上げや、中小企業に対する助成措置の大幅な拡充などに、官民挙げて取り組んでいくこととされております。

私も今、改めて自分なりに少子化対策についていろいろ調べ物をしておりますが、議員御指摘のように、スウェーデンやフランスでは、少子化の傾向というものがある国の存立や国力にも直結する重大な課題だということで、抜本的な対策に踏み切った。そのことが出生率の改善につながっているということでありまして、その中でも、育児休業制度の充実というのは、非常に大きな要素になっていると考えております。

私自身も、同じ志を持つ知事と活動いたします「日本創生のための将来世代応援知事同盟」におきまして、育児休業を取得しやすい環境整備の促進や、人的・金銭的制約の多い中小企業に対する支援の強化等につきまして、今年8月、国に対し提言を行ったところであります。

県といたしましては、宮崎労働局と連携しながら、国が強化を行う育児休業制度や助成措置につきまして、広報紙等による周知を行うとともに、「働きやすい職場「ひなたの極」認証制度」の啓発などを通じて、引き続き、安心して働き続けられる職場環境づくりの促進に取り組むことで、県内企業への制度の普及・定着を図ってまいります。

**○山下 寿議員** 政府が掲げた基本理念・施策ではありますが、国に任せっきりにするのではなく、宮崎県の特長等に応じた形で施策を推進していただく覚悟が必要であると思っておりますので、

よろしくお願いたします。

次に、2027年に本県で開催が予定されている国民スポーツ大会についてお伺いします。

昭和54年の第34回「日本のふるさと宮崎国体」以来、48年ぶりにここ宮崎で、「第81回国民スポーツ大会」の開催が予定されています。

そのため、現在、宮崎県におきましては、多額の予算をかけ、国スポで使用する競技施設の整備を進めているところであります。

先日、延岡市に新設された「アスリートタウン延岡アリーナ」のサブアリーナ完成式典に出席してまいりました。現在、都城市に陸上競技場、宮崎市にプールの整備が進められております。今後、順次供用開始される予定になっております。

そして、次に気になるのが、選手の育成状況をはじめとする競技力向上です。開催地は開催地のメリットがあります。ホームであることはもちろん、大会と同じ施設で競技できるなどの環境的メリットは大きいと思います。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。宮崎国スポに向けて、どのような計画により競技力向上に取り組んでいくのかお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎国スポに向けた競技力向上につきましては、県競技力向上基本計画の中で、大会開催までの年次目標を設定し、その達成に向け、現在、推進体制の整備・充実や選手の育成・強化など、様々な取組を進めております。

こうした取組により、昨年の栃木国体では、カヌーやボクシングで競技別優勝を収めるなど、一定の成果が上がっております。

しかしながら、宮崎国スポで天皇杯を獲得するためには、全ての競技の底上げを図るとともに、特に、競技得点の高い団体競技での入賞が

必要となります。

このため、各競技団体と十分な情報交換を行い、課題を共有し、少年競技力の強化や成年有望選手の確保を図りながら、競技ごとの強化計画を充実させるなど、競技力向上に向けた取組を進めてまいります。

**○山下 寿議員** ホーム開催というのは、県民の皆さんの思い入れが違ふと思います。やはりそれだけ心が熱くなるものです。私はぜひ、天皇杯を獲得してほしいと思っています。県民一丸となって頑張ろうではありませんか。

そこで、競技力向上対策本部の本部長である日隈副知事にお尋ねします。宮崎国スポの天皇杯獲得に向けて、競技力向上対策本部長である副知事の意気込みについてお伺いいたします。

**○副知事（日隈俊郎君）** 宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けて、現在、私が本部長を務めております県競技力向上対策本部を中心に、関係機関や各種団体と一丸となりまして、計画的かつ戦略的に競技力向上に取り組んでいるところであります。

特に今年度からは、官民を挙げた総合的な取組をさらに推進するため、県教育委員会から総合政策部に担当業務を移管しまして、本県の課題であります成年の有望選手の確保にも積極的に取り組むとともに、各競技にそれぞれ担当者を割り当て、きめ細かな強化対策を進めているところであります。

このような中、一昨日は、鹿児島特別国体に向けた壮行式で、県議会から濱砂議長と、そして山下寿議員にも御出席いただきまして、激励をいただいたところでありますが、本部長として、選手や関係者の皆様とともに、さらなる競技力向上に向け、決意を新たにしたところであ

ります。

競技力向上対策本部としましては、引き続き、開催に向けて競技力向上の機運を高め、県民の皆様への御理解と御協力、御支援をいただきながら、宮崎国スポにおける天皇杯獲得という大きな目標の達成に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

**○山下 寿議員** 私たちも次の国体は見ることはできないと思っております。48年ぶりの国体でございますから、どうか天皇杯に向けて頑張ってくださいと思います。

それでは、最後に、東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出についてお伺いします。

東京電力は、令和5年8月24日午後1時頃、放射性物質を除去する装置（ALPS）で、トリウム以外の放射性物質を除去した処理水の海洋放出を開始しました。

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、IAEA、第三国の分析機関の関与を得て、放出前に規制基準値を下回っていることを事前に確認済みであります。

それにもかかわらず、日本の周辺の国からは、処理水の海洋放出に関する抗議が相次ぎ、挙げ句の果てには、日本産魚介類の全面輸入禁止措置を実施してくる国まで出てきていることは、皆さん報道などで御存じのとおりであります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出による海産物等への影響についてお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** ALPS処理水は、放出前に、国及び第三者機関により、含まれる放射性物質の安全基準を下回っているこ

とが確認されるなど、厳格に管理されて放出が行われています。

また、海洋生物のALPS処理水での飼育試験や周辺海域の海水や魚類、海藻類のモニタリングも行われております。その結果、海洋生物に放射性物質が蓄積しないことや、モニタリングによる測定値に異常がないことが確認されております。

このことから、処理水の海洋放出による海産物等への影響は、今のところありません。

**○山下 寿議員** 海洋放出された処理水は、放出された瞬間、海水と混ざってしまい、検出器で検出できないぐらいトリチウムが希釈されてしまうため、その影響がないのは当然のことだと思いますが、検出器でトリチウムが検出されないということは、全くトリチウムがないということと同義語ではありません。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。処理水に含まれるトリチウムがもし仮に体内に入ったとした場合、どのような影響があるのかお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** トリチウムは自然界に広く存在する放射性物質であり、日本では、人は食物や空気中などから自然放射線を平均で年間2.1ミリシーベルト受けております。

また、国際放射線防護委員会が勧告する自然放射線及び医療放射線を除いた被曝の放射線量の限度は、年間1ミリシーベルトとされています。

このことを踏まえて、国は、原子力発電所からのトリチウムの排出について、トリチウムを含む水を毎日2リットル飲み続けたとしても、人が受ける影響は年間1ミリシーベルトが限度となるよう、基準を定めております。

今回の希釈されたALPS処理水は、この基

準の40分の1未満で放出されていることから、国は、環境や人体への影響は考えられないとしております。

**○山下 寿議員** 政府は、処理水の海洋放出で、風評被害による水産物の買い控えなどに対する対策のため、基金の設立などによる総額約1,000億円もの漁業支援を行っております。

宮崎県内の漁船の中には、東北沖など、遠い太平洋の沖合で操業するものもあります。

水揚げされた魚の安全性が科学的に証明されていても、今騒いでいる国は、科学的根拠をあまり求めていないようです。ということは、県内で水揚げされる魚介類も、いつ風評被害に遭うか分からないこととなります。

そこで、知事にお尋ねします。宮崎県内で水揚げされる魚介類も風評被害の懸念があるが、県の対応についてお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 国は、ALPS処理水の放出は、厳格な管理の下で行われておりまして、魚介類などの食品の安全上の問題は生じないということや、処理水放出によって生じる諸問題に対し、処分が完了するまで全責任を持って対処するとしております。

私としましては、風評被害はあってはならないと考えておりまして、まずは、科学的根拠に基づいた正確な情報をあらゆる機会を通して伝え、漁業関係者や消費者の方々の様々な不安や懸念を払拭していくことが重要と考えております。

現在のところ、本県水産物の販売単価に影響は出ておりませんが、万が一、風評被害が生じた場合には、被害を受けた方々が、国の「水産業を守る」政策パッケージを円滑に活用して、安心して事業を継続できるよう、きめ細かな相談対応を行うとともに、実情に応じた支援を国

に求めてまいります。

**○山下 寿議員** 以上で、準備しました質問は終わりましたが、とにかく先ほどからいろいろお伺いしましたように、大変困難ないろいろな問題が山積しております。どうか皆さん緊張感を持って、私ども議員もそうでございますが、県民の安全・安心、幸せのために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で終わります。(拍手)

**○濱砂 守議長** 次は、荒神稔議員。

**○荒神 稔議員**〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにち。自由民主党、都城市選出の荒神稔でございます。よろしくお願ひいたします。

河野知事におかれましては、4期目の御当選、おめでとうございます。ますますの御活躍をお祈りいたします。

私も今年4月の統一選挙におきまして、地域の思いを背負い立候補いたし、今回壇上に立たせていただくことができました。ありがたさと同時に、地域の皆様方に感謝の気持ちでいっぱいあります。

私の議員の始まりを紹介いたしますと、今は合併により地方自治体としては存在しない旧北諸県郡山田町で議員活動を、2年半在籍し、合併となり、失職から新都城市議会議員となりました。

ふるさとの自治体が合併により消滅する町議会最後の日の寂しさは、当時の町長をはじめ、執行部、同僚議員、複雑な気持ちで無言になった時間を今でも忘れられません。

県議会議員でも、この体験をした中山間地域の議員は数少ないと思います。それから中山間地域の問題に対するふるさとの声が山積して、今日に至っています。

県政につなぐふるさとの代弁者として、中山

間地域の活性化はもとより、諸問題や課題の解決策を県政に提言するなど、県勢発展のために精いっぱい頑張っております。

そして今日は、私の育ての親とも言える後援会から、多数の傍聴に来ていただいております。本当に心強い気持ちでございます。

それでは、9月の定例会に当たり、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問を進めてまいります。

まず初めに、中山間地域が抱える農林業の課題についてであります。

本県の課題として、人口減少に伴う労働・担い手不足があります。人口減少対策としては、若い世代が安心して子育てができる社会環境を整えることが、国の政策で必要であると私は思います。

また、中山間地域では、人口減少とともに核家族化による空き家等の問題をはじめ、農業及び林業の高齢化による農林業の担い手不足があります。高齢の農業経営者の方が、担い手の不足から離農となり、それに伴い、農地や山林等の荒廃地が年々増加の一途をたどっております。

みやざき行財政改革プラン(第四期)の記載でも、我が国は、本格的な少子高齢化で人口減少社会を迎え、特に本県は、全国平均より早く高齢化が進んでおり、このまま人口減少が続けば、生産年齢人口の減少による深刻な労働力不足や社会保障ニーズの増加、税収不足による住民サービスの低下への懸念など、多くの課題に直面するため、対策の急務が求められております。

さらに、県の令和5年度から令和8年度の中山間地域振興計画では、中山間地域は高齢化率が高く、生産年齢の若い世代の人口減少が進

み、集落活動を支える担い手の確保が課題となっていることも明記されています。

このことから、中山間地域が抱える農林業の課題について、今後どのように取り組んでいけるのか、河野知事にお考えをお伺いいたします。

以上を壇上からの質問といたしまして、あとは順次質問席から行います。(拍手) [降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] お答えします。

県土の約9割を占めます中山間地域は、高齢化等の急速な進行に伴い、農林地の保全管理や生産活動の低迷等が懸念され、地域の存続が危惧される状況にあります。

しかし、日本の原風景であります豊かな自然や多様な伝統・文化・絆が継承される、かけがえのない地域でありまして、何としてもこれを守り、将来に引き継いでいかなければならないと考えております。

このため、中山間地域の主要産業であります農林業について、より効果的、継続的な施策により振興する必要があると考えております。

具体的には、農林地等の維持管理や鳥獣被害対策、複合的経営体の育成などによりまして、農林業の下支えとなる活動を支援するとともに、集落住民が共に支え合い、地域資源を保全・活用する仕組みづくりを推進し、集落機能の維持・強化を図っております。

さらに、先人が守り育ててきた豊かな森林資源を次世代に引き継ぐべく、再造林を核とした循環型林業を推進しているところであります。

今後とも、中山間地域で暮らす人々が、誇りと活力を持って持続的に農林業に取り組めるよう、しっかりと支援してまいります。以上であります。 [降壇]

**○荒神 稔議員** 答弁をありがとうございます。今後とも、中山間地域で暮らす人々が、持続的な農林業に取り組める支援をしていく内容の答弁だったと思います。

農林水産省が発表された2023年の農業構造動態調査によりますと、今年2月1日現在では、農家や法人などが前年比4.7%減少し、92万9,400であります。

近年の経営件数は、数%ずつ減少する傾向が続いているようでございます。高齢化などを背景に個人経営の離農が進み、法人などは逆に増加しているような現状です。

本県の現状を見ますと、農林業センサスによりますと、平成27年度の農業従事者が、5年後の令和2年度は1万人以上減少して3万1,570人と、これは午前中にもありましたが、減少の人数でございます。

一方、市町村と農業委員会が、通常の農作業では作物の栽培が不可能と判断した荒廃農地については、以前の答弁で、2020年11月末時点で耕地面積の4%に当たる2,860ヘクタールで、このうち再生利用が可能な荒廃農地の面積は約1,254ヘクタール、そして再生利用が困難な荒廃農地は1,605ヘクタールとあります。

県として、今後、高齢化が進むわけですが、担い手不足で離農となり、遊休農地から耕作放棄地、そして荒廃農地等のおそれがありますが、この中で、中山間地域における遊休農地について、県はどのような対策を考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 中山間地域では、農業従事者の減少に加え、農地が分散し、条件不利地域も多いことから、遊休農地等が増加してきております。

このような中、現在、市町村においては、地

域農業の将来の在り方を定める地域計画の策定が進められており、遊休農地等も含めて、農業に利用される区域と農業上の利用が困難な区域に明確化される予定であります。

県としましては、今後、農業に利用される区域は、担い手が効率的な営農活動ができるよう、関係機関と連携しながら、農地の集積・集約や基盤整備等を推進してまいります。

一方、農業上の利用が困難な区域では、鳥獣を寄せつけないための緩衝帯の設置や放牧、計画的な植林などの取組を後押ししてまいります。

**○荒神 稔議員** 基盤整備のできる中山間地域はいいんですけれども、基盤整備が難しい地域もあるということを私たちは危惧しております。

また、農業法人も地域外から借り手をいろいろと模索するわけですが、どうしてもコストの問題、条件が合わずに、年々荒廃地が増えていくのが現状でございます。

先ほど「関係機関と」という答弁がありましたが、私は関係機関にはJAも存在するのではないかと考えております。

JA都城は、過去、組合員日本一を誇ったJAであります。持続可能な農業と地域の活性化等をどのように図るか、それを支えるJAの経営基盤をどのように維持するか、JAグループは喫緊の課題として、平成29年3月から県域JA統合を検討されてまいりました。来月10月2日、合併臨時総会が開催されるようです。

県域JA構想は、組合員へ一層貢献ができるように、「一人は万人のために、万人は一人のために」を掲げ、未来に花を咲かせるためには、今こそ土づくり、種まきを検討されることが不可欠だと言われております。県でも、ス

ピード感を持って、中山間地域の土地利用の対策を願っております。

それでは、山林の登記と集積・集約化についてお尋ねいたします。

これも午前中に質問がございましたが、登記名義人の死亡後、相続人が変更されていない相続未登記山林や農地が年々増加しております。

本県の相続未登記農地面積は、農地面積の28.4%にも当たると言われております。この問題は、未登記の問題により集積・集約化を妨げると言われております。

中山間地域振興計画によると、県内の中山間地域全1,861集落のうち、市町村が将来の消滅可能性を懸念している集落が、昨年4月時点で1割超の234集落になり、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める限界集落の割合も、昨年4月の時点で46%に上り、深刻な人口減少や高齢化が加速し、集落の維持・存続が難しくなっている状態です。

そこで、森林所有者が自ら管理できず、手入れの行き届かない森林の増加にどのように対処していくのか、持続可能な森林活用には、「伐って、使って、すぐ植える」サイクルが不可欠だと語られております。環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない森林については、その意向に基づき、市町村が主体となって、効率的な林業経営と適正な森林管理を行うための仕組みとして、森林経営管理制度が令和元年度に創設されました。

市町村においては、森林の取扱いに関する意向調査に順次取り組んでおり、管理を委託する意向のあった森林のうち、林業経営に向いているものは、市町村が林業事業体に経営を再委託

し、そうでないものは、市町村による間伐等の森林整備が行われています。

県としましては、森林経営管理支援センターによる市町村職員への研修の実施等、きめ細かな支援を行い、森林の集積・集約化にもつながる本制度を推進してまいります。

**○荒神 稔議員** ただいまの答弁は、森林経営管理制度を推進していくということで、これは所有者が明らかになっている方が窓口で申請するわけでございまして、心配しているのは、未登記とか、山林の所有者が不明、またその制度を無関心でまだ知らない、いろんな条件の方がいると思いますが、そういう管理が不可能な山林所有者への急務な対応策が必要じゃないかと思っておりますので、この件は提言しておきます。

それでは、本県の杉丸太の生産量32年連続日本一がいつまで続くのか不安でございしますが、持続可能な時期についてでございます。

令和3年度は、林業産出額も木材生産部門で初めて日本一となったようでございます。本県の再造林率は70数%ですが、山主の後継者不足や経費負担等を理由に再造林が追いついていない荒れる山林の現状を踏まえ、本県における将来の森林資源量の見通しについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 第八次森林・林業長期計画の試算では、杉・ヒノキの民有人工林において、現状に近い70%の再造林率で、現状と同程度の量を伐採し続けた場合、伐採可能な資源量は、20年後に約10%、45年後に約20%減少する見通しとなっております。

また、本県における伐採の多くは、道に近いなど採算性が高く、効率的な林業経営が可能な森林で行われており、このような場所で再造林

が進まないと、本県林業の高い競争力が失われるだけでなく、森林の持つ二酸化炭素吸収や山地災害防止などの機能の低下が懸念されます。

このため県では、グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一という高い目標を掲げ、持続可能な林業の確立を目指してまいります。

**○荒神 稔議員** 再造林率日本一という目標を掲げて確立されるということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、再造林には欠かせないわけですが、再造林には苗が必要です。杉コンテナ苗の生産拡大に向けた新規生産者への支援についてお尋ねいたします。

農業就業の高齢化と農業担い手不足により、将来に向けて産地として持続的な農業振興に欠かせないのが新規就農でございします。

この取組でございしますが、所得向上を目的に、ハウス施設に植栽時の活着率が高いコンテナ苗の生産に従事する新規就業者は、林業に属する規定から、新規就業者には該当しないのが現在の規定です。

杉コンテナ苗の生産拡大に向けた新規生産者への支援について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** コンテナ苗は、植付けが容易で活着がよく、通年での植栽が可能であるため、再造林の効率化・省力化には大変有効であります。新たに生産を始めるには、施設整備等の初期費用や高い生産技術が必要となります。

このため県では、新規生産者に対し、自家採種園の造成や生産施設の整備、挿し付け用の穂木の採取経費など生産に要する経費について、支援しております。

また、穂木の採取、挿し付け方法等の研修会や、優良苗木生産者による個別指導を行うなど、生産技術の向上を図っております。

県としましては、コンテナ苗の新規生産者を育成し、生産拡大を図ることにより、再造林に必要な苗木の安定供給にしっかりと取り組んでまいります。

**○荒神 稔議員** 先ほど知事の答弁にもございましたが、先人が守り育ててきた豊かな森林資源を、次世代に何としてでも将来、引き継ぐことが大事でございまして、そのためにもいろいろな策を練っていただければと思います。

新規就農支援の中ではいろいろと策があるわけですが、今後、杉コンテナ苗生産者も農地を所有している人もいますので、林業、農業の区別なく、若い方々が就農する場合は、同等な支援策が必要ではないかということを提言して、次に移ります。

次に、子育て環境についてでございます。

「ひなたの出会い・子育て応援運動」について、4月からこども家庭庁も発足され、九州の地方新聞社4紙の子育て支援に対するアンケート実施では、子育てに対する意見として、教育費の支援を訴える声がありました。

少子化の大きな要因は、未婚者が増える若い世代が結婚・子育てに将来の展望を描けない現状の課題があります。

本県の県民所得は228万8,000円で、全国平均297万5,000円より68万7,000円少ないです。県は、人口減少を踏まえ、本年度から取り組まれた「ひなたの出会い・子育て応援運動」による議論を踏まえて、推進会議を行っております。

その会長として、どのようにこの応援運動を推進していくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 未婚化や晩婚化などの

影響で少子化がどんどん進んでいる。それに加えて、コロナ禍の影響によりまして、出会いや結婚が減っている。婚姻数や出生数の減少に歯止めがかからないという厳しい現状に直面しております。

このため県では、これまでの「子育て県民運動」に「出会い」の視点を新たに加えました「ひなたの出会い・子育て応援運動」を今年度から展開し、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図っているところであります。

この運動の司令塔の役割を果たします推進会議におきましては、会長である私自ら、各分野の代表者と意見交換を行い、本県の少子化の現状や課題を共有しながら、今後の推進方針を定めるとともに、高校生や大学生など若い世代や実務者レベルによる部会を通じて、各企業・団体による取組を推進しているところであります。

このほか、県内各地で、少子化をめぐる問題につきまして市町村長と議論を重ねるなど、地域の実情を肌で感じ、私の思いを直接伝える取組も行っているところであります。

今後とも、推進会議を中心としまして、県民や市町村、企業・団体等と一体となって、少子化対策に全力で取り組んでまいります。

**○荒神 稔議員** 今後の推進会議には、高校生や大学生、若い方々を取り込まれた部会に大変期待しているところでございます。

次に、県独自の学校給食費無料化についてでございます。

東京都の人口は過去最高の1,408万5,000人であり、一極集中で地方の人口減少に拍車をかけると言われております。日本の人口は、2010年1億2,638万2,000人をピークに、総人口は12年連続減少であり、将来を担う14歳以下の人口



は、総人口に占める割合、過去最低の11.6%と  
言われております。

政府は、次元の異なる少子化対策の柱に位置  
づける児童手当で、新たに高校生までの支給と  
か所得制限の撤廃、多子世帯への加算、児童手  
当拡充と学校給食の無料化など、いろいろと対  
策を練り、今後3年間で加速して、24年度に拡  
充されるとあります。

学校給食の無償化による県内の状況と県の取  
組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 今年度の市町村を  
対象に実施した調査では、学校給食の実施主体  
であります市町村において、26市町村中、7町  
村が実質無償化となる全額補助を行っております。

5月には、市町村担当者会を開催し、現段階  
での給食費補助の情報提供や、今後の各市町村  
の取組について、情報交換等を行いました。

また、本県で開催した九州地方教育長協議会  
におきましても、交付金による一時的な措置で  
はなく、長期的な視点での切れ目のない支援に  
ついて協議し、8月に国へ要望を行ったところ  
であります。

現在、国では、学校給食費の無償化の実態調  
査と課題の整理が進められておりますので、今  
後とも国への働きかけを行うとともに、動向を  
注視してまいります。

**○荒神 稔議員** 午前中も出ましたけれども、  
本県は人工妊娠中絶の実施率が4年連続最多で  
あるとか、人口10万人当たりの自殺者もワース  
ト3とか、いろいろと報じられておりますが、  
この「ひなたの出会い・子育て応援運動」に大  
変期待をかけているところがございます。今、  
教育長のほうから答弁がございましたが、国で  
も動向があるわけですけれども、私は、どこの

地域でも、日本国どこに住んでも、子供は一緒  
の教育を受け、学校に行けるのが普通ではない  
かと思っております。

今、子育て中の世帯が、もし学校給食無償化  
が進めば、一人っ子の子が2人、そして2人の  
子が3人へと、いろいろとにぎわいのある家族  
が増えることが今は必要ではないかと私は思っ  
ています。

それでは次に、愛知県大村知事が、少子化対  
策として、事実婚のカップルから生まれた子供  
に法的保護を与える制度の創設の要望で、全国  
知事会で趣旨を説明されたと書かれておりまし  
た。

全国知事会で発言のあったこの制度につい  
て、知事の感想をお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の愛知県知事の提  
言というものは、結婚や家族の在り方について  
考える一つの問題提起になったのではないかと  
考えております。

実は、全国知事会に先立って、先ほど答弁で  
申し上げました、将来世代応援知事同盟とい  
う23県の知事から成る会合が岩手で開催されま  
した。そのときにもこの問題が議論になりまし  
て、今、性の多様性というものを社会で受け止  
めようというような動きが広まる中で、結婚、  
妊娠・出産をめぐつても、多様な在り方、価値  
観というものを認める、そういう議論があつて  
もいいのではないかとということであります。

ただ、これを出生率回復の特効薬と位置づけ  
るのは、なかなか課題があるようであります。  
一つには制度的な問題、一つには過去のデー  
タの分析の問題ということであります。

制度的な問題で申し上げますと、フランスな  
ど海外におきましては、結婚観や宗教上の違い  
のほか、婚姻手続の負担などから、事実婚の割

合が高くなっているということでもあります。

例えばフランスなどでは、離婚の際に、裁判上の手続までが必要になってくるというようなことで、結婚、離婚というものはハードルが高い。それでは事実婚を選択をしよう。そのときに、民事連帯契約制度（PACS）という制度が用意されて、それに沿って届出をすると、嫡出子と同じような保護を与えられるという制度があるということ、事実婚の割合が高くなっているという状況がございます。

一方、我が国においては、結婚と法律婚を同一と捉える考え方が主流でありまして、婚姻手続の負担も比較的軽いことなどから、事実婚の割合が極めて低い状況になっている。そういう制度的な違いがあるというのが一つあります。

それから、フランスについてもよく言われますが、婚外子が増え始めたのが1970年代後半からで、ただ、当時は出生率は低下傾向にあって、出生率の回復は90年代になってからということでもありますので、出生率の回復の要因として、婚外子の増加を挙げるのは無理があるのではないかという専門家の指摘もなされているところであります。

いずれにしても、今回の提言につきましては、国民的な議論を要する婚姻制度や結婚観に関わる問題でもあります。

また、必要に応じて、民法の改正とか所要の法整備なども必要になってくるという非常に重要な課題でありますので、今後の国の動き、また議論の動向を注視してまいります。

**○荒神 稔議員** 御感想をありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

高等学校の内容についてでございますが、来年度、2024年度の県立高校の募集定員は、延岡

商業と高鍋高校が各40人ずつ減るため、80人少ない7,320人のようであります。

今回、工業高校についてでございますが、工業高校土木学科改編について、要望の内容をお聞きいたしました。建設業界の担い手不足を解消する要望の内容でございますが、このことについてお尋ねいたします。

県内の県立工業高校には、以前、土木学科が延岡工業高校と都城工業高校の2校に存在していましたが、都城工業高校に限っては、平成14年に建築科と土木科が統合されて、建設システム科となっております。総合的に建設のことを学べるようになっているようです。

2年生のときに、2級土木施工管理技士1次の試験、そして3年のときに2級建築施工管理技士1次の試験、このそれぞれの試験を取得できるようになり、どちらも合格率90%を超えると聞いております。このことにより、就職活動のときに、土木系の建設会社に就職するか、建築系の建設会社に就職するか、選択肢が増えると言われております。

県内の土木科のない工業高校も、総合的に学べる建築システム科のような形に移行して、建設のことを総合的に学べる学科を増やしたらいいんじゃないかという内容の御意見をいただきました。

そこで、県内の工業高校において、建築や土木など総合的に学べる学科の改編等ができないのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県高等学校教育につきましては、令和3年3月策定の「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」におきまして、令和10年度までの在り方を、多方面から様々な御意見を賜り、それを取りまとめた形で示しておりまして、現在、それに基づいた魅力ある高

等学校づくりを推進しているところであります。

その中で、工業も含めた専門学科の学びにつきましては、可能な限り学科を維持することとしておりまして、専門性の深化を図るための学びができるよう努めております。

一方で、議員御指摘の今後の学科の在り方につきましては、近年のコロナ禍の影響や不透明な国際情勢、本県が直面する人口減少等、直面する諸課題を踏まえることが大切でありまして、その時々々の社会情勢や保護者・地域のニーズなどを適切に把握していく必要があると考えております。

**○荒神 稔議員** 10年前から都城工業高校がそういうふうに総合的にやって、保護者、本人、また事業者から、選択肢が増えた、やはりこれは若い人たちが県外に流出しないためにも広げるべきじゃないかということでございますので、今後、検討の余地があると思います。よろしく願いいたします。

それでは、次のN I Eについて質問させていただきます。

このN I Eについてでございますが、学校で新聞を教材として活用する活動のことであります。このことは、過去に同僚議員も質問されているようでございます。

新聞を教材として活用する活動のN I Eについて質問させていただきます。

私も市議会議員当時、質問にこの問題を取り入れたことがございます。この当時の教育長の答弁を紹介しますと、校長会や教頭会を通じて、新聞活用のよさを理解していただくこと、N I Eに関する教職員の研修や教材研究の時間の確保等、それぞれのことをいろいろ当時の市議会で答弁されました。

また、新聞を教材として活用することは、身近な社会問題へ関心を深め、地域社会の一員として自覚を育むことになり、加えて読解力、思考力、判断力、表現力の育成のために大変意義があるとも語られておりました。

私の感想として、県の教育委員会の御理解と御尽力が必要不可欠だと当時から思って、今回、一般質問の中に取り入れた理由でございます。

昨年8月、宮崎市でN I Eの全国大会が開催されました。今年8月、県内の教諭を中心に、新聞を教材にする楽しさを体験してもらうN I E宮崎県大会の第1回が行われたわけですが、N I Eの全国大会や県大会の開催により、どのような効果が期待されるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(黒木淳一郎君)** N I Eは、子供たちの社会への興味・関心を高め、言語能力や情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力を育成するものでありまして、ひいてはキャリア教育にもつながるものと考えております。

昨年度、本県で開催された全国大会では、県内外から2日間で延べ2,100人の参加があり、パネルディスカッションや公開授業、実践発表等を通して、新聞の効果的な活用が、今、国や県が推進している「主体的・対話的で深い学び」につながることを共有する機会となりました。

この全国大会をきっかけに、本年8月、初めての県大会が開催され、本県におきましても、新たな一步を踏み出したところであります。

**○荒神 稔議員** ただいまの答弁は、新たな一步を踏み出したということでございますが、今後のN I Eの取組についてお伺いしたいと思います。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 県教育委員会で

は、N I E推進協議会と連携・協議しながら、これまで延べ236校を実践校として指定し、その効果的な取組は、県教育研修センターのホームページからも閲覧できるようになっております。

また、今年度は、指定校やN I Eアドバイザーの数を増やすことで、活動の広がりや充実を目指しております。

さらに、先ほど述べました初めての県大会におきましては、今年の全国大会の報告やアドバイザーの実践を共有でき、まさにN I Eを広く発信するための、大変意義のある取組となったところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、N I Eの実践が、指定校や担当者だけで終わる一過性のものではなく、広く継続して行われるよう、しっかり取り組んでまいります。

**○荒神 稔議員** ただいまの答弁は、一過性のものではなく、県内教職員向けのN I Eアドバイザーの実践報告の発信、教育研修センターによるN I Eマニュアル等の情報発信をするという内容でございました。私は今回質問して、大変価値があったなと思っているわけでございます。今後、N I Eの実践が県内に広く継続して取り組まれることを再度提言して、次の質問に移ります。

次に、新陸上競技場についてお尋ねいたします。

河野知事におかれましては、都城市の新陸上競技場、延岡市の新県立体育館、宮崎市のプール施設整備事業の議会の答弁で、「様々な立場から御意見をいただき、大変難しい問題でありましたが、今回の整備に至った」という内容を語っておられます。

都城市に新陸上競技場を整備することに、私

ども都城市民の一人としても大変ありがたく、そして当時の県議会にも心から感謝を申し上げるところでございます。

そこで、国スポ・障スポの開催決定を来年に控え、改めて大会に向けた知事の思いをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 国スポ・障スポを4年後に控え、先月20日にはアスリートタウン延岡アリーナのサブアリーナが供用開始するなど、スポーツ施設の整備が目に見える形で着実に進んでまいりました。

昭和54年の前回国体の施設整備が、今日の「スポーツランドみやざき」の展開に結びついてきたように、48年ぶりの大会を契機として、スポーツを通じた地域振興を県内全域に広げていきたい、そしてそのことが本県のさらなる発展につながると、そのような思いで主要施設の分散整備を決断し、現在準備を進めているところであります。

また、本県アスリートが躍動する姿は、県民に夢や感動を与え、スポーツに対する関心を一層高めることにもつながります。

そのため、天皇杯獲得という高い目標を掲げ、競技力の向上を推進するとともに、地域スポーツの振興や県民の健康づくり、生きがいづくりにつながるような大会を目指してまいります。

さらに、大会には多くの方が来県されますことから、本県ならではの「おもてなしの心」で温かくお迎えするとともに、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信する大会としてまいります。

**○荒神 稔議員** 県民への大会周知と機運醸成が重要であるというような答弁と思いますが、開催日程公表の時期を来年に控え、大会イメー

ジソング募集から、大会イメージソング制作の進捗状況と、機運醸成にどう活用していくのか、若い人に暮らしたいと思われる宮崎にしたいと語られている総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） イメージソングにつきましては、大会の周知と機運醸成を図るため、歌詞及び曲を公募により制作しているところであります。

歌詞につきましては、先月25日まで県内在住者を対象に募集し、400件を超える応募がありました。

現在、県準備委員会の広報・県民運動専門委員会において審査を行っており、10月下旬から、歌詞に合った曲を募集し、完成したイメージソングの発表は、来年夏頃を予定しております。

活用につきましては、各種イベントでの使用や、イメージソングに合わせたダンス等を制作し、学校や地域への普及を図るなど、若い人々をはじめとする多くの県民が、様々な場面で耳にすることができるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○荒神 稔議員 様々な場面で耳にすることができる取組を進めるということでございますので、私は、イメージソングをしつこいぐらい使用されて、スポーツに関心がない人でも鼻歌が出るぐらいに機運醸成を図っていただきますよう提言いたします。

それでは次に、国スポ・障スポ開催、開会・閉会式における輸送・交通対策について、現在の取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 開閉会式には県内外から多くの来場者が見込まれますこと

から、円滑な輸送・交通対策が重要であると考えております。

このため、会場周辺道路の拡幅や交差点の改良工事を進めているほか、貸切りバス・タクシーの県内保有状況や、会場周辺の臨時駐車場及び輸送ルートに関する基礎調査を実施してきたところであります。

今年度は、交差点等の交通量やバスの実走による調査、交通規制の検討など、開閉会式に係る輸送計画の策定に向けた総合調査を実施しております。

今後、これらの調査結果を踏まえ、関係機関・団体と十分連携しながら、必要な対策を検討してまいります。

○荒神 稔議員 「スポーツランドみやざき」として、開催後のスポーツ観光と地域活性化について、県は、スポーツ観光プロジェクトに新陸上競技場などを活用して、地域活性化に取り組むということですが、この件について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、国スポ・障スポに向け、新陸上競技場をはじめ、体育館、プールなど、高水準の仕様を備えた施設の整備を進めており、これらは「スポーツランドみやざき」を全県に展開していく上で、新たな拠点となる大変重要な施設であります。

このため、今回のスポーツ観光プロジェクトでは、これらの施設の活用を念頭に、市町村や競技団体等と一層の連携を図り、誘致活動を強化することとしております。

特に、新陸上競技場につきましては、日本陸連の第1種公認を取得いたしますことから、陸上競技を筆頭に、ラグビーやサッカーなどの国際大会や、国内外代表クラスのキャンプ・合宿

の誘致・受入れを目指し、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○荒神 稔議員 今後のスポーツ観光が都城市をはじめ各自治体と連携されて、地域活性化につなげるような政策を提言して、次の質問に移ります。

次は、都城警察署建設についてでございます。

まず、南海トラフ巨大地震を想定した後方支援都市である都城、そして都城市民の役割の周知と、市民に自助としての防災力を啓発できているのか、課題がございます。

県議会では、防災減災・県土強靱化対策特別委員会で警察署への研修は行っていないことから、ここでお伺いいたすわけですが、大規模災害における後方支援都市と、警察との連携について、8月25日付で新警察本部長に就任されました、平居警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 警察と大規模災害時後方支援拠点都市等との連携につきましては、これまで宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会に参加する自治体が主催する訓練等に、防災関係機関の一つとして参加してまいりました。

今後も、同協議会に参加している関係自治体や防災関係機関との連携を図ってまいります。

○荒神 稔議員 次に、国スポ・障スポの開催に向けた警察の対応策について、本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 令和9年に本県での開催が内定しております、国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会につきましては、県外から多数の選手や関係者等の来県が見込まれ、ソフトターゲットとしてテロ等の標的となり得るほか、交通渋滞の発生なども懸念されます。

警察といたしましては、県や関係機関等と連携を図りながら、市民生活への影響やニーズも考慮しつつ、必要な警備措置、交通対策を講じてまいります。

○荒神 稔議員 国スポ・障スポに向けた県警の対応の内容を教えてくださいましたが、先ほど申しました都城警察署は、日本一古い警察署であります。

昨年の当初予算に、都城・高岡警察署の庁舎調査費が計上されておりますが、このことから、都城警察署の建て替え計画について、本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） まず、一般論でございますけれども、警察署につきましては、治安基盤や防災活動拠点としての機能を十分に発揮できる施設が必要であると考えております。

この点、都城警察署の建て替えにつきましては、警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡等の事情を参酌して決定するというにされておりますことに加えまして、警察署建替調査事業の結果や人口動態あるいは犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢、さらに過去の災害状況などから、総合的に判断する必要があります。

現在、これらを踏まえて、建て替えの計画を進めているところであります。

○荒神 稔議員 今、建て替えの調査費は計上されているけれども、まだ話せる段階ではないのかなと思いました。この理由には場所の選定等もあろうかと思えます。

私の思う適材地は、都城盆地の中央地域であり、交通体系の利便性もある沖水地区も候補の一つに取り上げられるとありがたいなと思って

いるところでございます。

国スポ・障スポの開催地が、日本一古い都城警察署から日本一新しい警察署で、「おもてなしの心」に間に合うような計画をしていただければ、大変ありがたいなと思っております。これに加えて、南海トラフの後方支援都市でもありますので、急務な計画をお願いしておきます。

今回の質問は、いろいろと中山間地域に住んでいればこそその内容で、住民からのいろんな相談事がございます。そして農地の活用、今後、活用できるものは、その再活用に目を向けなきゃいけないかなど。そして学校給食も、どこよりも先に県が取り組めば、目の前には国の動向もあるとは聞いておりますので、その辺も大事かなど。そして工業高校のほうも、人手不足、こういう状況の中で、いかに若い人が流出しないように取り込むかも一つの問題だと思います。

また警察のほうも、南海トラフ地震があってはなりません、国スポ・障スポは目の前にありますので、「おもてなしの心」で、日本一の警察でお迎えしていただければと思っております。

これで私の一般質問を全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、19日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

